

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年3月30日

【事業年度】 第20期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 トレンジマイクロ株式会社

【英訳名】 Trend Micro Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 エバ・チェン

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号新宿マインズタワー

【電話番号】 03 5334 4899

【事務連絡者氏名】 代表取締役(グループCOO兼グループCFO) 根岸マヘンドラ

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号新宿マインズタワー

【電話番号】 03 5334 4899

【事務連絡者氏名】 代表取締役(グループCOO兼グループCFO) 根岸マヘンドラ

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

米国会計基準

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月		平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
売上高	(百万円)	62,049	73,029			
税引前当期純利益	(百万円)	26,324	29,108			
当期純利益	(百万円)	15,874	18,669			
純資産額	(百万円)	63,174	81,863			
総資産額	(百万円)	106,733	132,935			
1株当たり純資産額	(円)	474.40	610.51			
基本1株当たり 当期純利益	(円)	120.64	139.85			
希薄化後 1株当たり当期純利益	(円)	118.59	137.83			
自己資本比率	(%)	59.2	61.6			
自己資本利益率	(%)	29.6	25.7			
株価収益率	(倍)	45.84	31.89			
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	24,900	20,645			
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	16,029	12,737			
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,250	2,405			
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	52,908	59,612			
従業員数	(名)	2,466	2,982			

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社の連結財務諸表は、第18期連結会計年度より日本会計基準に基づいて作成しております。
 よって、当該会計年度以降の数値は記載しておりません。

日本会計基準

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
売上高 (百万円)			85,613	99,805	101,707
経常利益 (百万円)			31,902	38,096	33,640
当期純利益 (百万円)			19,327	23,561	19,247
純資産額 (百万円)			90,635	110,730	98,846
総資産額 (百万円)			165,948	201,052	178,766
1株当たり純資産額 (円)			679.06	808.24	711.96
1株当たり当期純利益 (円)			144.26	176.95	143.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)			143.28	175.88	143.05
自己資本比率 (%)			54.4	54.3	53.2
自己資本利益率 (%)				23.6	18.8
株価収益率 (倍)			24.19	22.61	21.48
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)			37,463	32,366	31,475
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)			11,104	53,768	10,561
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)			12,449	3,711	20,669
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)			76,196	52,367	60,535
従業員数 (名)			3,229	3,664	4,120

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成18年12月期の自己資本利益率は、平成17年12月期の日本会計基準による監査済連結財務諸表を作成していないため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
売上高 (百万円)	39,771	48,228	53,431	61,731	62,315
経常利益 (百万円)	19,530	22,423	24,119	30,052	22,364
当期純利益 (百万円)	11,965	13,122	14,265	17,579	11,747
資本金 (百万円)	11,426	12,484	13,479	17,838	18,386
発行済株式総数 (株)	135,755,872	134,090,494	137,344,504	139,891,004	140,293,004
純資産額 (百万円)	47,499	58,515	61,240	75,273	65,378
総資産額 (百万円)	71,344	83,692	99,796	123,129	109,659
1株当たり純資産額 (円)	349.89	436.39	457.82	545.84	461.43
1株当たり配当額 (円)	36.00	56.00	84.00	111.00	97.00
(内1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 (円)	90.93	98.30	106.48	132.03	87.82
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	89.38	96.88	105.75	131.23	87.31
自己資本比率 (%)	66.6	69.9	61.0	59.9	56.2
自己資本利益率 (%)	30.3	24.8	23.9	26.1	17.4
株価収益率 (倍)	60.82	45.37	32.78	30.30	35.19
配当性向 (%)	39.6	57.0	78.9	84.1	110.45
従業員数 (他、平均臨時従業員数) (名)	371	401 (85)	418 (82)	476 (83)	501 (85)

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【沿革】

年月	沿革
平成元年10月	コンピュータの基本ソフトウェア(OS)の輸入・販売を目的として英国法人の子会社ロンローパシフィック株式会社が、株式会社ロンローインターナショナルネットワークスを東京都品川区西五反田8-8-14に設立
平成4年1月7月	株式会社リンクに社名を変更 ロンローパシフィック株式会社からTrend Micro Incorporated(台湾)へ当社株式譲渡、親会社がTrend Micro Incorporated(台湾)となる
平成8年3月5月	大阪府大阪市天王寺区に大阪営業所を開設
10月	トレンドマイクロ株式会社に社名を変更
11月	Trend Micro Incorporated(台湾)の株主が、当社全株式を取得(注) 大阪営業所を大阪府大阪市中央区へ移転 Trend Micro Incorporated(台湾)、Trend Micro Inc.(米国)、Trend Korea Inc.(韓国)、Trend Micro Deutschland GmbH(ドイツ)、Trend Micro Europe Srl(現社名Trend Micro Italy S.r.l.)(イタリア)を買収(注)
12月	コンピュータセキュリティの総合的なサービス提供事業のためソフトバンク株式会社と資本提携
平成9年1月2月	Trend Micro Incorporated(台湾)がTrend Micro Australia Pty. Ltd.(オーストラリア)を設立
3月	Trend Micro Incorporated(台湾)がTrend Micro France(フランス)を設立
4月	Trend Micro Incorporated(台湾)がTrend Micro Incorporated Sdn. Bhd.(マレーシア)を設立
9月	Trend Micro do Brasil Ltda.(ブラジル)が当社グループとなる
12月	Trend Micro Incorporated(台湾)がTrend Micro Hong Kong Limited(香港)を設立 福岡県福岡市博多区に福岡営業所を開設
平成10年1月4月	株式の額面変更のため、株式会社インターナショナル・メディアと合併 Trend Micro Incorporated(台湾)がフィリピンオフィスを開設
5月	東京都渋谷区代々木二丁目2番1号小田急サザンタワーに本店を移転
6月	愛知県名古屋市中村区に名古屋営業所を開設
8月	当社株式を日本証券業協会に店頭売買有価証券として登録
平成11年7月	当社ADR(米国預託証券)を米国NASDAQ市場に上場
7月	Trend Micro (UK) Limited(英国)を設立
平成12年1月1月	Trend Micro Inc.(米国)がTrend Micro Latinoamerica S.A.de C.V.(メキシコ)を設立
2月	アイピートレンド株式会社(東京都渋谷区)を設立
7月	アイピートレンド株式会社(東京都渋谷区)が日本ユニソフト株式会社に資本参加(出資比率66.7%)
7月	Trend Micro Australia Pty. LtdがTrend Micro(NZ)Limited(ニュージーランド)を設立
7月	日本ユニソフト株式会社の株式をアイピートレンド株式会社(東京都渋谷区)から取得
7月	日本ユニソフト株式会社がアイピートレンド株式会社(東京都中央区)に社名変更
8月	当社株式を東京証券取引所市場第一部に上場
11月	アイピートレンド株式会社(東京都中央区)を100%子会社とする。
平成13年3月3月	名古屋営業所を愛知県名古屋市中区へ移転 アイピートレンド株式会社(東京都中央区)がipTrend Incorporated(台湾)を設立
6月	Trend Micro Inc.(米国)がTrend Micro (Shanghai) Inc.(中国)を設立
12月	アイピートレンド株式会社(東京都渋谷区)及びアイピートレンド株式会社(東京都中央区)を清算
平成14年6月	当社の企業向けウイルス対策新構想「トレンドマイクロ エンタープライズ プロテクション ストラテジー(TM EPS)」の発表
9月	当社株式が日経平均株価の算出銘柄に選定
平成15年5月	Trend Micro (EMEA)Limited(アイルランド)を設立
6月	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号新宿メインズタワーに本店を移転
平成16年1月7月	Trend Micro (Singapore) Private Limited(シンガポール)を設立
7月	Trend Micro Malaysia Sdn. Bhd.(マレーシア)を設立
平成17年1月9月	Trend Micro (Thailand) Limited(タイ)を設立
9月	Trend Micro India Private Limited(インド)を設立
平成19年5月	米国NASDAQ市場より当社ADR(米国預託証券)の上場廃止
11月	Trend Micro Mountain View, Inc.(米国)を設立
平成20年1月	Trend Micro (Encryption) Limited(英国)を設立
4月	Trend Micro (Schweiz) GmbH(スイス)を設立
12月	Trend Micro EMEA (GB) Limited(英国)を設立

(注) 当社は、Trend Micro Incorporated(台湾)の子会社でありましたが、平成8年度に同社の株主から、同社及びその関係会社の株式を購入し、当社がグループの親会社となりました。

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、コンピュータウイルス対策製品の開発、販売及び関連サービスの提供を行っている当社ならびに子会社と、関連会社として国内インターネット関連ベンチャー企業への投資ファンドを運用するソフトトレンドキャピタル株式会社、URLフィルタリング製品の開発、提供を事業とするネットスター株式会社等により構成されております。

(1) コンピュータウイルス対策製品の開発、販売に関する事業

コンピュータウイルス対策製品群の名称

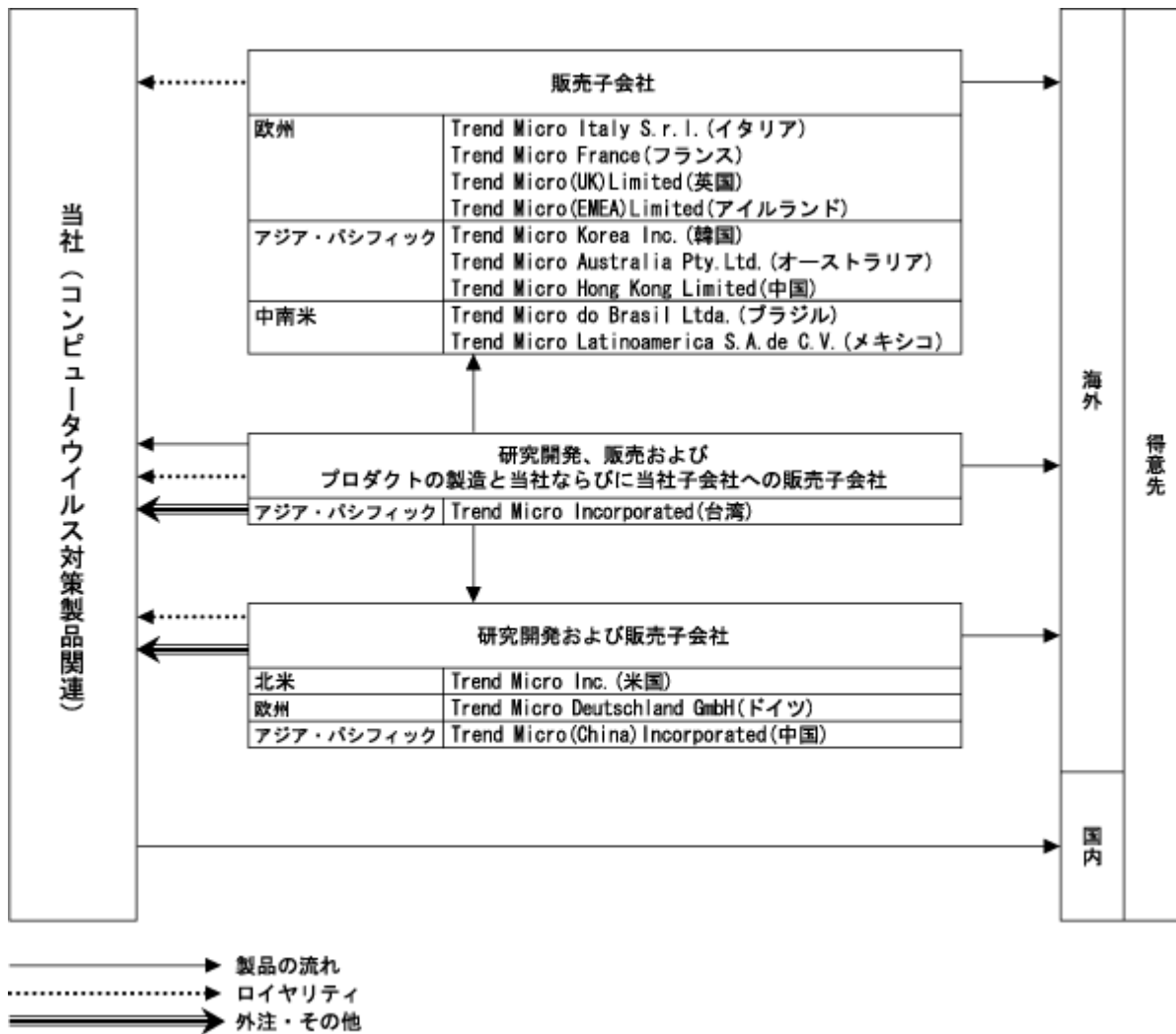
PCクライアント製品 LANサーバ製品 インターネットサーバ製品 統合製品 その他製品

当社及び連結子会社のグループ内における機能分担は以下の通りです。

機能	所在地別セグメント	主要な会社
研究開発	日本	トレンドマイクロ株式会社(当社)
	北米	Trend Micro Inc.(米国)
	欧州	Trend Micro Deutschland GmbH (ドイツ)
	アジア・パシフィック	Trend Micro Incorporated(台湾) Trend Micro(China) Incorporated(中国)
製造	アジア・パシフィック	Trend Micro Incorporated(台湾)
販売	日本	トレンドマイクロ株式会社(当社)
	北米	Trend Micro Inc.(米国)
	欧州	Trend Micro(EMEA)Limited(アイルランド) Trend Micro Deutschland GmbH(ドイツ) Trend Micro Italy S.r.l.(イタリア) Trend Micro France SA(フランス) Trend Micro(UK)Limited(英国)
	アジア・パシフィック	Trend Micro Incorporated(台湾) Trend Micro Korea Inc.(韓国) Trend Micro Australia Pty. Ltd.(オーストラリア) Trend Micro Hong Kong Limited(中国) Trend Micro(China) Incorporated(中国)
	中南米	Trend Micro do Brasil Ltda.(ブラジル) Trend Micro Latinoamerica S.A. de C.V.(メキシコ)
業務支援	欧州	Trend Micro(EMEA)Limited(アイルランド) Trend Micro EMEA(GB)Limited(英国)
	中南米	Servicentro TMLA, S.A. de C.V.(メキシコ)

上記の業務の他、当社はソフトウェア著作権の所有に基づき、製品売上に応じたロイヤリティを海外子会社より徴収しております。

事業の系統図は以下の通りであります。



(注) 子会社は全て連結子会社であります。

(2) その他の事業

国内インターネット関連ベンチャー企業への投資ファンドを運用するソフトトレンドキャピタル株式会社、URLフィルタリング製品の開発、提供を事業とするネットスター株式会社といった関連会社により、コンピュータウイルス対策製品の開発、販売に関する事業以外の事業が行われております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合(%)	被所有 割合 (%)	
(連結子会社) Trend Micro Incorporated (台湾)	台湾 台北	212,500,000 ニュー台湾ドル	セキュリティ関 連製品の開発・ 販売	100		研究及び開発委託、 ロイヤリティ契約、 業務委託契約
Trend Micro Inc. (米国)	米国 カリフォルニア	477,250.67 米ドル	セキュリティ関 連製品の開発・ 販売	100		研究及び開発委託、 ロイヤリティ契約、 業務委託契約
Trend Micro Deutschland GmbH (ドイツ)	ドイツ ウンターシュラ イスハイム	25,600 ユーロ	セキュリティ関 連製品の開発・ 販売	100		研究及び開発委託、 ロイヤリティ契約、 業務委託契約
Trend Micro Australia Pty. Ltd. (オーストラリア)	オーストラリア シドニー	150,000 豪ドル	セキュリティ関 連製品の販売	100		ロイヤリティ契約、 研究及び開発委託
Trend Micro France SA (フランス)	フランス パリ	45,000 ユーロ	セキュリティ関 連製品の販売	(Trend Micro Incorporated による間接所有 98%)	98 (98)	ロイヤリティ契約、 業務委託契約
Trend Micro (UK)Limited (英国)	英国 バッキンガム シェア	180,921 ユーロ	セキュリティ関 連製品の販売	100		ロイヤリティ契約、 業務委託契約、 研究及び開発委託
Trend Micro(EMEA) Limited (アイルランド)	アイルランド コーク	400,000 ユーロ	関係会社に対す る業務支援及び セキュリティ関 連製品の販売	100		ロイヤリティ契約、 業務委託契約
その他15社						
(持分法適用関連会社) ソフトトレンドキャピタル株式会社	東京都港区	62,500千円	投資ファンドの 運用	20		役員 1 名兼任
ネットスター株式会社	東京都渋谷区	80,000千円	URL フィルタリ ング ソフトウ ェア 開発 事業 ・ データベース事 業	40		役員 2 名派遣

- (注) 1 上記のうち特定子会社は、Trend Micro Incorporated(台湾)とTrend Micro Inc.(米国)であります。
 2 上記のうち有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3 Trend Micro Inc.(米国)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報における地域毎の売上高に占める当該会社の売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
 4 「議決権の所有又は被所有割合」の(内書)は間接所有であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

事業の部門等の名称	従業員数(名)
販売部門	813
マーケティング部門	274
製品サポート部門	1,309
研究開発部門	1,108
管理部門	616
合計	4,120

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
501(85)	34.2	4.7	6,743,234

(注) 1 臨時従業員数は、()内に会計期間の平均人数を外数で記載しております。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含め、ストックオプションによる株式報酬費用は除いております。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社においては、労働組合は存在していません。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は昨年に引き続き米国のサブプライムローン問題の影響の広がりや原油・原材料価格の高騰、後半は金融危機がついには実体経済にまで影響を及ぼす急速な景気悪化の中、推移いたしました。2008年12月の日銀企業短期経済観測調査(短観)においては、ほぼ全ての項目における業況判断指数(DI)が悪化し、日本経済の景気判断は1975年の第一次石油危機当時と並ぶ過去2番目の悪化幅となりました。同月の月例経済報告においても、政府は日本経済の景気の基調判断を約7年ぶりに「悪化」へと引き下げることとなりました。金融危機の影響を受け世界経済が大幅に悪化し世界同時不況の様相を呈し始める中、日本経済は円高のあおりも大きく受け、また雇用情勢や所得環境が消費者心理を一段と冷え込ませ、個人消費の減速も顕著になってまいりました。わが国経済はITバブル崩壊時以来ほぼ6年ぶりの景気後退に陥り、未曾有の危機に瀕していると言えます。

世界経済におきましても、年初より原油高などに代表される景気の先行き不透明感は世界的に増しており、米国発のサブプライムローン問題は米国に留まらず世界規模での金融業界の大型再編へと発展いたしました。特に年央以降は負債総額において米国過去最大の倒産を記録したリーマン・ブラザーズの破綻を皮切りに過去に例がない世界規模の景気の急降下の中、米国発の金融危機を発端とした影響は欧州をはじめ全世界に飛び火し、各国中央銀行による一斉利下げや急激な世界株安、為替の混乱などの連鎖を起こし、輸出入など実体経済にも混乱を広げ新興諸国にも影響を及ぼしました。

インターネットセキュリティ業界におきましては、近年の攻撃傾向が、単なる愉快犯から情報漏洩や金銭的被害を目的とした金銭目当てに変化し、また攻撃対象が不特定多数から特定小規模型へと世界的に移行している理由から感染報告数自体は減少の傾向にあり、2008年の日本国内におけるウイルス感染被害報告数は56,880件と、昨年(63,726件)と比較して10.7%減少しました。しかしながら2008年はWebをただ閲覧しただけで自動的かつ連鎖的にWebから不正プログラムをダウンロードする「Webからの脅威」が世界的に大きな潮流となりました。これらの手法の多様化・巧妙化はますます進化を遂げており、従来の正規サイトの改ざんやユーザを欺くソーシャルエンジニアリングも今後まだ続くことが予測されます。攻撃者はいまやあらゆる手段を用いて、複合感染のきっかけとなる不正プログラムをユーザのコンピュータに侵入させ、換金性の高い情報や、オンラインバンキングから金銭そのものを盗み取ることを目的化し、複合感染の発端となる侵入口として、ユーザのセキュリティ意識が低い経路を狙うため、「Webからの脅威」は今後も拡大していくと思われます。さらには、このような景気情勢の中ではますます金銭目的のネット犯罪が増加すると言われております。

このような環境下、当社グループの経営状況は以下のようなものであります。

全世界的にウイルスによる大きな流行や感染報告数が近年減少傾向にあるものの、代わりに攻撃対象を絞ったターゲット型の攻撃は急増し、被害額も増加の一途となっております。このような状況下、日本地域におきましては、法人向け、個人向けビジネスともプラス成長となりました。特に個人向けビジネスにおいてはインターネット・サービス・プロバイダー(ISP)を通じたサービスが堅調に伸びいたしました。その結果、当連結会計年度の同地域の売上高は39,102百万円(前年同期比7%増)となり、日本地域は全地域の中で最も高い成長率を示しました。

北米地域におきましては、今般の世界同時不況の震源地であり、いわゆるサブプライムローン問題を起因とする金融市場の混乱や住宅関連市場が減速し、いくつかの大規模な経営破綻が起こるなど実体経済は日

を迫る毎に景況感が悪化する状況にありました。このような逆風下でありましたが、同地域におきましては個人向け市場における更新ユーザの獲得が同地域の売上を牽引し、昨年同期比較でドル円レートが大幅に円高になるも、当連結会計年度の同地域の売上高は26,191百万円（前年同期比5%増）となり、増収を維持いたしました。

欧州地域につきましては、北米地域と同様、金融市場の混乱をはじめ、原油価格および資源価格の乱高下に見舞われ、景気は不透明感を増す中、昨年に比べ大幅に悪化しました。このような状況下、フランス、中近東が現地通貨建てベースで大きな伸長を見せたものの、ペネルクス地域が不調でありました。更に秋以降の大幅なユーロ円レートの急激な円高の影響を受け、当連結会計年度の同地域の売上高は23,891百万円（前年同期比2%減）と僅かながら減収となりました。

アジア・パシフィック地域につきましては、年央までは世界経済において影響力を増す中国、インドをはじめ、景気は他地域に比べ全般的に底堅く推移し、欧米地域の景気悪化の影響を受けないというデカップリング論が台頭しておりました。しかしながら、同地域におきましても年央以降は欧米の景気悪化影響を受け減速の様相を見せ始め、また一部の地域では政情不安定な状況にあるなど楽観視はできない状況にあります。このような状況下、昨年大きく同地域を牽引したオーストラリアは大きく伸びが鈍化し、また他の地域も低調に推移し現地通貨建てで概ね小幅なマイナス成長となりました。その結果、同地域の諸通貨の対円レートの全般的な円高も大きく影響し、当連結会計年度の同地域の売上高は、9,596百万円（前年同期比10%減）と2けた減収となりました。

中南米地域につきましては、他地域と同様に米景気減速の影響や資源価格の激しい乱高下により減速感が見られました。このような状況下、同地域におきましても大きく円高影響を受け、ブラジルはプラス成長を維持したものの、メキシコはマイナス成長となりました。当連結会計年度の同地域の売上高は2,925百万円（前年同期比8%減）となっております。

その結果、当連結会計年度の連結売上高は101,707百万円（前年同期比2%増）となりました。

一方費用につきましては、新規雇用の拡大に伴う人件費およびそれに伴う間接コストの増加や、現金支払いは伴わないものの約22億円のストック・オプション費用も含め、売上原価および、販売費及び一般管理費の合計費用は69,903百万円（前年同期比5%増）となり、当連結会計年度の連結営業利益は31,803百万円（前年同期比5%減）、連結経常利益は33,640百万円（前年同期比12%減）、当期純利益は約28億円の投資有価証券評価損も影響し、19,247百万円（前年同期比18%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比較して891百万円減少して31,475百万円のプラスとなりました。この減少は主に、現金流出を伴わない投資有価証券評価損が増加したことや売上債権が減少したものの、税金等調整前当期純利益が大幅に減少したことなどによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比較して64,329百万円増加して10,561百万円のプラスとなりました。この増加は主に、有価証券・投資有価証券の取得による支出が大幅に減少したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度と比較して支出が16,957百万円増加して20,669百万円のマイナスとなりました。この支出の増加は主に、株式の発行による収入が減少し、自己株式の取得による支出と配当金の支払額が増加したことなどによるものであります。

これらの増減に現金及び現金同等物に係る換算差額を加えた結果、現金及び現金同等物の期末残高は60,535百万円となり、前連結会計年度末と比べ、8,167百万円増加しました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

品目	当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日) (百万円)	前年同期比(%)
セキュリティ関連ソフトウェア事業		
PCクライアント製品	428	2.9
LANサーバ製品	-	-
インターネットサーバ製品	183	57.5
統合製品	-	-
その他製品	614	21.4
合計	1,227	25.8

- (注) 1 金額は製造原価によっております。
 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 3 統合製品は各々の製品として生産され、販売時に統合製品として販売されるため生産実績はありません。

(2) 受注実績

受注実績につきましては、金額的重要性が極めて低いため、その記載を省略しております。

(3) 販売実績

品目	当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日) (百万円)	前年同期比(%)
セキュリティ関連ソフトウェア事業		
PCクライアント製品	29,842	11.0
LANサーバ製品	2,552	4.7
インターネットサーバ製品	17,521	12.1
統合製品	39,684	5.3
その他製品	5,546	8.7
小計	95,147	2.0
その他サービス	6,560	0.4
合計	101,707	1.9

- (注) 1 主な相手先の販売実績及び総販売実績に対する割合は次の通りであります。
 2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
ソフトバンクBB株式会社	10,653	10.7	10,764	10.6

3 【対処すべき課題】

当社グループが属するウイルス対策業界には、従来より、相当程度の市場シェアを持つ大手競合企業が米国に2社存在していますが、近年、OSベンダであるMicrosoft社もセキュリティ市場へ参入いたしました。当社グループにとってこのような新しい大手競合企業の市場参入は今後の競争を更に熾烈なものにすることと予想されます。同社はセキュリティ機能を強化したといわれるOS「Microsoft® Windows Vista™」を2007年1月に発売し、2006年5月には個人向け有償セキュリティサービス「Windows Live™ OneCare™」の提供を始めたものの、これを廃止し、2009年後半に無料のマルウェア対策サービスとして、軽量型の無償セキュリティサービスを提供することを計画しています。一方、企業向けには「Microsoft® Forefront™ Client Security」という名のサービスの提供を2007年7月に開始いたしました。

当社グループは、このような競争の激化に対応し、また日々進化する新しい脅威に対して多角的セキュリティ対策を実現すべく幅広い技術の強化を図る目的のもと、2005年にスパイウェア対策技術を提供するInterMute社およびIPフィルタリングとReputationサービスを提供しているKelkea社を買収し、2007年に情報漏洩防止対策の専門企業であるProvilla社、2008年はIDベースのメール暗号化技術開発を行っているIdentum社を買収するなどのいくつかの企業買収を行いました。

上記のような一連の活動を有機的に結合し、当社グループは2009年3月より次世代コンテンツセキュリティ技術基盤となる「Trend Micro Smart Protection Network」を用いた製品およびサービスの提供を予定しております。当該製品およびサービスは、従来のパターンファイル提供に代わり、当社データセンターに集約した様々な脅威に関する膨大なデータを用いたインターネットベースでの防御方法にシフトするもので、ユーザを脅威から防御するまでの時間を劇的に削減すると同時に、パターンファイルによるシステムの負荷を解消することが可能となります。当社グループは今後も従来の方法や慣習に固執することなく、イノベーションに対応してまいります。

一方、ウイルス対策の分野に特化している当社グループは、今までにウイルス対策以外の分野における有力ベンダとの間でいくつかの業務提携を結んでおります。2008年5月には、ネットワーク機器の世界最大手ベンダであるCisco Systems社の傘下にあるLinksys社とも提携を行っており、同社のルータ製品に当社グループのウイルス対策機能を搭載した製品の出荷を開始いたしました。このような提携は、お互いの分野において競争力のある製品同士が融合することによる効果や、提携ベンダとの間での販売チャネルを補完できる効果などが期待でき、当社グループの製品戦略、販売戦略にとって重要な役割を持つものであると考えております。

当社グループは引き続き独自性に富んだソリューションを経営資源の集中により競合企業に先駆けて開発し、より顧客の視点で製品の仕様や性能に改良を加えることで、製品やサービスの優位性を向上させてまいります。また、購買行動の差異により特徴付けられる顧客属性を意識したマーケティングを展開していくことにより顧客ロイヤリティを高め、安定的な財務基盤を維持しつつ今後の成長を目指していきたいと考えております。

4 【事業等のリスク】

下記リスクのいずれかが発生すると、当社の事業または財務状態、経営成績に損害が与えられる恐れがあります。そのような場合、当社の株価が下落し、投資額の全部または一部が失われる恐れがあります。現時点で、当社が認識していない、または重要ではないと考えるリスクおよび不確定要因も当社の事業に重要な影響を与える可能性があります。

主要なソフトウェアベンダ又はハードウェアベンダの製品にウイルス対策機能が付加される可能性について

オペレーティングシステム(OS)、ファイアウォール、電子メールソフトなどの主要ベンダ、あるいはコンピュータハードウェアの主要ベンダなどは、無償または非常に低い価格で彼らの製品にウイルス対策機能を付加し販売する可能性があります。たとえこのような主要ベンダのウイルス対策機能が当社製品の機能より劣っていたとしても、ユーザはより低い価格を求めて彼らの製品を選択する可能性があり、そのような場合には当社の競争力が低下する可能性があります。

米国の大手OSベンダのMicrosoft社は、ルーマニアのウイルス対策ソフト会社GeCAD社をはじめ、いくつかのセキュリティベンダを買収してきており、セキュリティ機能を強化したといわれるOS「Microsoft® Windows Vista™」を平成19年1月に発売しているほか、同年7月には企業向けの「Microsoft® Forefront™ Client Security」というサービスを提供しております。また、平成21年後半には無料のマルウェア対策サービスとして、軽量型の無償セキュリティサービスを提供することを計画しています。今後ウイルス対策の機能がMicrosoft社のOSに組み込まれた場合には、当社の事業、財政状態、経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

ソフトバンクBB株式会社との関係の変化により当社の売上高が影響を受ける可能性について

ソフトバンクBB社は当社にとって大手の販売先であり、同社との関係は日本での事業展開において重要な役割をもっています。仮に同社との関係が悪化した場合には、同社への売上高が減少する可能性や、同社を通じて当社製品を販売しているシステムインテグレータなどとの関係も悪化する可能性があります。過去3年間のソフトバンクBB社に対する売上高及び当社売上高に占めるその比率は、平成18年度で110億円(12.9%)、平成19年度で106億円(10.7%)、平成20年度で107億円(10.6%)となっています。

またソフトバンクBB社は当社の製品を企業ユーザに販売している多くのシステムインテグレータと密接な関係を持っており、同社の企業戦略、販売方針の変更などの動向は当社に直接的に関係がないものであっても、当社の経営成績に影響を与え、当社株価を変動させる要因となる可能性があります。

当社は売上のほとんどを単一の事業領域に依存していることにより、当該市場の需要低下の影響を大きく受けてしまう可能性について

多くの製品群を持つようなソフトウェア企業と違い、当社は売上高のほとんどをウイルス対策製品、サービスの販売に依存しており、また当面はそのような状態が続くものと考えられます。そのため、ウイルス対策製品、サービスに関わる技術の変化や、当該市場規模の収縮や成長鈍化、または当社製品の競争力低下や価格下落などの要因により、当社の財政状態、経営成績は大きな影響を受ける可能性があります。

技術革新により当社の製品が陳腐化してしまう可能性について

当社が属しているウイルス対策ソフトウェア業界は次のような特徴があります。

- ・ 技術革新のスピードが速い
- ・ 次々と新たなタイプのコンピュータウイルスが発生する
- ・ 頻繁に製品のアップデートを行う必要がある
- ・ ユーザニーズが変化しやすい

これらの特徴は当社にとって重大なリスク要因や不確定要因になる可能性があります。例えば競業先企業が革新的な技術に基づき当社製品より優れた製品を開発する可能性や、新しいOSや新たなネットワークシステム、新たなウイルス対策方法などが出現することで事業環境が変化する可能性があります。Webブラ

ウザを使いインターネットを通じてアプリケーションが配信されるようなこともそのひとつです。そのような環境の変化があった場合に、当社の製品が市場に受け入れられなくなる可能性があります。また当社が速やかに且つ適切にそのような変化に対応できない場合には当社の事業、財政状態、経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

ハードウェア製品の製造リスク、在庫リスクについて

当社は「Trend Micro Network VirusWall Enforcer」や「TREND MICRO InterScan Gateway Security Appliance」、「Trend Micro Leak Proof」、「Trend Micro Threat Discovery Appliance」などのハードウェア製品について、特定の製造業者にその製造を委託していますが、今後そのようなハードウェア製品の販売数が増加した場合、委託製造業者の役割は重要なものになっていくと考えられます。また製造を委託していることにより、当社が製造工程を適切にコントロールできないリスクや、当社の期待する生産体制を築けないリスクなどが考えられます。

委託製造業者が当社の注文通りに製品を生産できない場合には、当社は新たに他の製造業者を確保する必要があります。また何らかの理由で当社製品の製造を中止する製造業者が現れ、すぐに代替りの委託製造業者を確保できない場合には、ユーザからの注文キャンセル等による機会損失が発生する可能性があります。また当社製品の製造に必要な部品が調達できないときもまた同様の理由により、機会損失が発生する可能性があります。当社の財政状況、経営成績に影響を与える可能性があります。

他社との戦略的提携から期待通りの成果があげられない可能性について

当社はその事業領域をウイルス対策分野に集中させており、ファイアウォールなど他の分野のセキュリティ製品はもっていません。従いまして当社は、他の企業と手を組み新たなセキュリティ製品、サービスを提供するための戦略的提携に積極的な姿勢をとっています。当社は平成16年度にCerberian社と共同でURLフィルタリングソリューションの提供を開始したほか、Cisco Systems社およびCisco Systems社の傘下にあるLinksys社の製品に、Webからの脅威に対応するソリューションをインテグレートする契約を締結しました。このような製品、サービスの提供を行うため、当社は多くの費用及びその他経営資源を製品開発、マーケティングプロモーション、保守サポートなどに費やす可能性があります。しかしながらこのような提携から期待通りの収入が得られない可能性や、収入が得られる前に様々な要因により提携が解消される可能性があります。

米国、欧州地域においてマーケットシェアを増やすことができない可能性について

当社は、米国および欧州において売上高を拡大させてきましたが、米国や欧州での当社のマーケットシェアは依然としてまだ小さいと考えられます。当社の競合先企業はそれらの地域では当社に先行して事業を展開しており、また当社より大きな経営資源およびブランド力を持っているため、当社はそれらの地域において売上高を拡大できない可能性があります。そのような場合には、当社全体の今後の売上高の成長やマーケットシェアの拡大に重大な影響を及ぼす可能性があります。

米国および欧州地域において当社の競合先企業は次のような点において重要な優位性を持っています。

- ・ ブランド力
- ・ 幅広い製品群
- ・ 大きな顧客基盤

- ・ 財務力、技術開発及びマーケティングに関する豊富な経営資源
これらにより競合先企業には次のような優位点があります。
- ・ ウイルス対策ソフトウェア市場及びその他ソフトウェア市場の下降局面での抵抗力
- ・ 技術革新あるいはユーザーニーズの変化に対しより早く対応できる可能性
- ・ より効果的かつより有利な方法での製品の販売及びサポートができる可能性

当社の競合先企業が日本市場で成功を収めた場合に、当社の日本市場での売上高やマーケットシェアが低下する可能性について

当社の主な競合先企業であるMcAfee社およびSymantec社は、その大きな経営資源を投入し日本のウイルス対策ソフトウェア市場に参入しています。また彼ら以外の競合先企業が日本市場に現れた場合にも、当社最大の売上高構成を占める日本市場において競争がより激しくなる可能性があります。当社はそのような状況に対応するために、日本での製品開発活動やマーケティング活動などに対しより多くの経営資源を投入することを求められる可能性があり、そのような場合には他の地域の当社の事業戦略に影響が出る可能性があります。

また仮に競合先企業が日本市場で成功を収めた場合、当社の日本市場での売上高やマーケットシェアが低下し、当社全体の事業、財政状態、経営成績にも重大な影響を与える可能性があります。

将来の企業買収により、利益の減少やオペレーションコストの増加が発生する可能性について

変化の激しい事業環境の中、当社は事業領域拡大のために他企業の買収を検討する可能性があります。競合先企業と比較すると当社は企業買収の経験が浅く、将来当社が企業買収を行った場合、多くのリスク要因や不確定要因が生じる可能性があります。例えば、次のような可能性があります。

- ・ 買収先企業の顧客、仕入先、その他重要な業務上の関係者との既存の関係を維持できない可能性
- ・ 買収先企業のオペレーションシステム、情報システムを効率的、効果的に統合できない可能性
- ・ 当社のマネジメントリソースの分散化、希薄化
- ・ 買収により取得した営業権などの資産の評価減により、利益が減少する可能性

また企業買収の際に当社株式の新株発行を伴うような買収手段を採った場合には、既存株主の持分は希薄化することになります。このようなことが現実となった場合には、当社の財政状態や経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

当社は平成12年にアイピートレンド株式会社を買収し、中小企業向けレンタルサーバ事業を始めましたが、期待通りの成果が上げられなかったため、平成13年に同事業から撤退し、同社を清算することとしました。この清算により平成13年度において、同社買収により発生した営業権を一括償却し、23億円の費用を計上しました。

ハッカーによる当社システムへの不正侵入により、当社の信用が失墜する可能性について

インターネットセキュリティ製品及びサービスを提供している会社として、当社はハッカー(ネットワーク不正侵入者)によって引き起こされるトラブルに対して他の会社よりも大きな影響を受けることが考えられます。例えば、ハッカーが当社システムに侵入してウイルスを拡散させたり、当社のウイルス対策製品やその他のセキュリティ製品のインターネット上での供給を妨害した場合、これらの行為によって当社の信用が失墜する可能性があります。また、そのような事態が生じた場合、当社からの事情説明等の広報活動

に関する費用が生じることも考えられます。ハッカーの活動によって、技術上のトラブルの解決に要するコストの支出及び当社の企業秘密の漏洩、損壊等の損失を被る可能性があります。

当社スパム対策ソフトウェア製品及びスパイウェア対策ソフトウェア製品における新しいリスクについて

当社のスパム対策ソフトウェア製品及びスパイウェア対策ソフトウェア製品は、時として通常のメールまたはプログラムを「迷惑メール」または「悪質な可能性があるプログラム」として誤認する可能性があります。また、同様に、「迷惑メール」や「悪質なプログラム」を検知できない可能性もあります。とりわけこれらの「迷惑メール」または「スパイウェア」は、同対策製品を回避するようデザインされており、通常のメールまたはプログラムとの違いを判別しにくいものとなっております。

当社製品によりメールまたはプログラムをブロックされている企業または団体により、当社がそれらを「迷惑メール」または「スパイウェア」とみなすことについての修正を要求される可能性、またはそれらの作成元の事業を妨害したことによる損害補償を求められる恐れがあります。加えてメールまたはプログラムの誤認は、それら対策ソフトウェア製品の導入を低減させる可能性があります。

急激な成長に対する経営管理体制の対応について

近年当社の売上高は拡大を続けておりますが、その成長を支えるマネジメントや従業員などの人的リソースは限られており、今後も成長を持続させていくためには、次の点について増強、整備していく必要があります。

- ・ 新たな人材の獲得、確保並びに従業員に対する教育研修、業務に対する動機づけ
- ・ 新たな従業員を当社のオペレーションに効果的に融合させること
- ・ オペレーションシステム、会計システムなどの情報システムの整備

今後も業績の拡大が続いた場合、現在の当社の組織体制や管理体制が不十分なものになる可能性があり、そのような場合には次のようなリスクがあります。

- ・ ユーザに効果的なサービスを提供できない可能性
- ・ タイムリーな製品の開発及び提供が出来ない可能性
- ・ 適切な会計情報システム、会計管理システムが構築できない可能性
- ・ 新たなマーケットへの進出や市場競争に対する対応が適切に行えない可能性

当社製品の販売業者が当社製品の販売に注力しない可能性及び販売業者からの返品が発生する可能性について

当社製品の多くは中間販売業者を經由して販売されます。これら中間販売業者は、競合先企業の製品も同時に取り扱っています。当社は中間販売業者に対し、当社製品の販売に注力してもらうよう努力をしていますが、これら中間販売業者は当社の競合先企業の製品販売に注力する可能性があります。

また状況によっては中間販売業者は当社製品を返品する可能性があります。

企業ユーザによる製品購入キャンセル、購買延期による影響について

当社製品の購入は、企業ユーザにとっては資本的支出になるものと考えられます。企業ユーザによっては当社製品の購入は緊急を要するものではない場合があり、企業ユーザの業績見通しの悪化や経済状況の悪

化などにより、当社製品購入のキャンセルや時期の延期などが発生する可能性があります。このようなキャンセルや購入時期の延期は当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社製品を取り扱う中間販売業者の財政状態が当社の経営成績に与える影響について

いくつかの中間販売業者は財政状態が弱く、当社の売掛金回収に悪影響を及ぼす可能性があります。当社は中間販売業者の財政状態や売掛金の回収可能性について定期的にレビューを行い、貸倒引当金を計上していますが、実際の貸倒額は引当金の額を超過する可能性があります。そのような場合には当社の財政状況や経営成績に影響を与える可能性があります。

サービスレベルアグリーメントに関する多額のペナルティ支払いが当社の経営成績に与える影響について

当社では製品のサポートについて一定の品質を保証するサービスレベルアグリーメントを導入しています。当社がその契約内容を履行できなかった場合には、当社はユーザに対し違約金を支払うことになっています。例えば、ユーザよりウイルス検体の提供を受けてから2時間以内にそのウイルスに対するパターンファイルを提供できなかった場合には、当初サービス料金に対し累計で最大20%までのペナルティを支払うという契約があります。当該サービスの売上高に対しては、将来の違約金支払いに備え合理的に見積もった引当金を計上しておりますが、場合によっては引当金を超過する違約金を支払う可能性があり、当社の財政状態、経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

主要な経営陣並びに技術者への依存について

当社はCEOのエバ・チェンを始めとする主要な経営陣や技術者に多くを依存しています。今後もこれらの経営陣や技術者が当社に在籍し続けるという保証はありません。もしこれらの経営陣、技術者が当社を離れた場合には、当社の事業、経営成績、財政状態に影響を与える可能性があります。

当社の四半期決算数値の変動が株価に与える影響について

当社の四半期決算数値のトレンドは、中長期的な経営成績のトレンドと異なる傾向を示す可能性があります。また当社の四半期決算の数値は、アナリストなどが予想した期待値を下回る可能性があり、そのような場合には当社株価は下落する可能性があります。

当社の四半期決算の数値が変動する要因として次のものが上げられます。

- ・ ユーザの予算上の制約、季節要因、販売プロモーション活動のタイミング
- ・ 競合先企業による新製品の発売
- ・ マーケティング活動、研究開発活動、従業員採用等による費用支出
- ・ ユーザニーズの変化
- ・ 日本、米国、欧州などの当社主要活動地域の景気変動

世界経済の停滞が当社の経営成績に与える影響について

当社のビジネスは世界市場においてグローバル展開しております。現在、日本での売上高が最も大きいものの、米国や欧州をはじめとした海外拠点からの売上高が拡大してきており、その構成比率は平成18年約

61%および平成19年が約63%、平成20年が約62%となっています。今後、世界経済が後退した場合には当社全体の売上高にも影響を与える可能性があります。

為替変動が当社の経営成績に与える影響について

当社連結決算の報告通貨は日本円ですが、海外子会社の事業活動はそれぞれの地域の通貨を使用しております。当社の売上高および費用の多くの部分は、USドル、ユーロ、台湾ドルなど日本円以外の通貨から成ります。これらの通貨と日本円との為替レートの変動により、当社の経営成績が影響を受ける可能性があります。また今後当社が日本以外の地域で売上高を拡大した場合には、為替変動の影響はより大きくなります。

また、当社は資金運用目的で外貨建の有価証券を一部保有しております。これらの価値は為替レートの変動による影響を受けるため、大幅な変動は今後当社の業績に大きく影響を与える可能性があります。

当社では現在為替に関するヘッジ取引はしていません。

金融市場の変動が当社の経営成績に与える影響について

当社は、効率的な資金運用の目的から有価証券・投資有価証券を保有しております。これら保有有価証券の価値は金融市場や為替相場の変動による影響を受けます。今後金融市場が大幅に変動した場合には、相応の評価損を計上するなど当社業績に大きく影響を与える可能性があります。

知的財産権に関する影響について

当社の事業は、当社が所有する知的財産権に多くを依存しています。当社がこれらの権利を保護できず、競合先企業が当社の技術を使用した場合には、当社の事業に影響を与える可能性があります。今後これ以上特許数が増加しない可能性や、これらの特許を有効に保護できない可能性があります。

当社では全ての従業員との間で機密保持目的の契約を締結し、ユーザの間では知的所有権に関する条項の入ったライセンス契約を締結し、また当社の高度機密情報についてはアクセス制限を行っております。しかしながら、これらの措置をとっていても当社技術の不正使用を防げない可能性や、当社技術と類似した技術の開発を防ぐことができない可能性があります。

また、当社が、第三者の知的財産権を侵害した場合、製品またはサービスの販売差し止め、損害賠償金の支払い、ライセンス契約の締結に伴うロイヤルティの支払いが生ずる可能性があります。そのほか、従業員の職務発明に対する対価に関して、従業員から訴訟の提起を受ける可能性があり、敗訴した場合には、当該従業員に対して、さらなる対価の支払いが発生する可能性があります。

当社製品利用者からの提訴の可能性について

当社の製品は、ネットワークやコンピュータをコンピュータウイルスのような不正プログラムから守ることを目的に製造されています。仮に当社製品のユーザが当社製品を使用していたにも関わらず、不正プログラムにより何らかの被害を受けた場合、損害賠償の訴えが提起される可能性があります。さらに、当社は製品の出荷もしくは、パターンファイルの提供に際し、事前に適切なテストを行う必要がありますが、当社製品のバグ、不完全なパターンファイルの提供により当社ユーザのコンピュータに障害が発生した場合、または、ハードウェア製品の欠陥により、人の生命、身体又は財産に損害が及んだ場合には、当該ユーザからの訴えが提起される可能性があります。当社製品の使用規約やライセンス契約には免責事項および当社の責

任の及ぶ範囲についての条項を明記していますが、国や地域、状況によってはこれらの条項が有効とされない場合もあります。当社に対して、訴訟が提起され、裁判所において、損害賠償請求、慰謝料などが認められた場合には、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社製品の回収の可能性について

当社は製品の出荷に際し、事前に適切なテストを行う必要がありますが、当社製品のバグ、不完全なパターンファイルの提供により当社ユーザのコンピュータに障害が発生した場合、または、ハードウェア製品の欠陥により、人の生命、身体又は財産に損害が及んだ場合には、当社の判断により、製品を回収する可能性があります。そのような場合には当社の財政状況や経営成績に影響を与える可能性があります。

法令違反または法令等の改正による影響について

当社が行なう事業は、それぞれの国々において各種法律および法令により規制を受けます。当該法律などが遵守されなかった場合、行政指導、罰則などの適用を受け、当社の経営成績に影響を受ける可能性があります。また、法律や法令の改正により、当社の製品またはサービスに関して規制や制限が強化され、当該対応による費用がかかる可能性があり、当社の経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

電力不足、地震、生物ウイルス、その他の災害による影響について

災害などにより、当社の事業が多大な損失を被る可能性があります。例えば平成12年に米国カリフォルニア州において電力不足が断続的に続いたことにより電気料金が高騰し、また一部の顧客に対するサービスに影響がでました。今後も同様の事態が起これば、当社の事業に大きな影響を与える可能性があります。

また、自然災害による事業への影響も考えられます。当社は地震の多い日本にあります。将来の大地震による当社の設備、施設などに対する被害額を推測することは出来ず、また万全な地震対策を講じても、地震による被害を限定させることは出来ないと考えられます。当社の大部分は地震やその他の災害によって被る損失に対する保険には加入しておりません。また、テロ行為やSARSのような生物ウイルスの蔓延などは、当社が活動している国や地域の経済情勢に影響を与える可能性があります。このような状況が続いた場合には、当社の財政状態、経営成績に影響を与える可能性があります。

当社の大株主の影響により、他の株主の影響力が限定される可能性について

実質的に当社株式を5%以上保有する株主および当社取締役の保有株式割合の合計は、平成20年12月末時点で39.5%となっています。仮にこれらの株主が同じ行動をとった場合、取締役の選任、企業合併、事業再編などの株主総会決議事項について、重大な影響を及ぼすことができます。またこのような大株主は、他の株主の利益と相反するような戦略、思考を持っている可能性があります。このような当社株式持分の集中は結果的に当社の活動を遅らせたり妨害したりする可能性があり、他の株主の投資損失を招く可能性があります。

当社の株価は変動性が高いために、当社株式の投資家が投資損失を被る可能性について

当社株式は東京証券取引所市場第1部に上場されております。近年の日本の証券市場の株価およびその取引高は大きく変動しておりますが、一般にハイテク企業、インターネット関連企業の株価は特に大きく変動する傾向にあり、当社株式の株価および出来高もまた大きく変動しています。東証1部に上場した平成12年8月17日以降の当社株価の安値は1,440円、高値は9,005円となっています。平成20年12月30日現在の東京証券取引所の当社株価終値は3,090円となっています。今後も当社株価は大きく変動する傾向が続く可能性があります。

当社株式が上場している東京証券取引所には値幅制限があるため、投資家が当社株式を売却できない可能性があることについて

当社株式が上場している東京証券取引所市場第1部では、株価は売り注文と買い注文の均衡によりリアルタイムに決められ、マーケットメーカーなどによる値付けはありません。また当該取引所では激しい株価の変動を防ぐため、前日の終値を基準として株価の変動幅の制限を設けており、投資家が株式を売却する意向を持っていても制限幅を超えるような株価での売却はできません。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) ソフトウェア著作権等の譲受及び研究開発作業の委託

当社は、資本関係の再構築以前のグループ親会社であったTrend Micro Incorporated(台湾)との間で、同社が所有していた、これまでのソフトウェアに関する研究開発の成果(著作権等)を691百万円で譲り受けると同時に、今後、当社が同社に研究開発作業を委託する旨の契約を平成8年11月に締結しております。

また、子会社であるTrend Micro Inc.(米国)、Trend Micro Deutschland GmbH(ドイツ)、Trend Micro(UK)Limited(英国)及びTrend Micro(China)Incorporated(中国)に対しても研究開発作業を委託する旨の契約をそれぞれ平成8年11月、平成12年1月、平成13年1月、平成13年7月に締結しております。

(2) 海外子会社からのロイヤリティ収入

当社は、ソフトウェア著作権等の所有に基づくロイヤリティを海外子会社の製品売上に応じて徴収する旨の契約書をそれぞれの子会社との間で締結しております。これにより、当社製品の主要な技術に関する特許権取得者が当社の子会社であるにも拘らず、経済的利益は当社に帰属することとなり、ロイヤリティ収入が、当社の売上高として発生することになります。平成20年12月期の当該子会社との契約に基づくロイヤリティ収入は23,212百万円であります。

(3) クロスライセンス契約

当社及びTrend Micro Inc.(米国)は、平成9年12月に米国IBM社との間で、平成10年4月に米国シマンテック社との間で、平成12年5月にネットワークアソシエイツとの間でそれぞれ、互いの特許をライセンスする旨のクロスライセンス契約を締結しております。

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、今後世界中の情報機器を結ぶネットワーク環境において、重要な課題となる情報セキュリティの確保(情報セキュリティ管理)に資する目的で、コンピュータウイルス対策ソフトウェアの開発を主として取り組んでおります。

開発製品は、主にコンピュータウイルス対策ソフトであります。これに関連した基礎的な技術開発、または応用技術等も含め、当社並びに当社子会社であるTrend Micro Incorporated(台湾)、Trend Micro Inc.(米国)、Trend Micro Deutschland GmbH(ドイツ)及びTrend Micro(China)Incorporated(中国)の4社に所属する研究開発部門スタッフが密接な関係のもとに研究開発活動を行っております。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は6,167百万円であり、すべてコンピュータウイルス対策ソフトウェアの開発に係わるものであります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

売上高を100%として、百分比で損益計算書上の主な科目の割合を表示すると以下のようになります。

	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
	百分比	百分比
売上高	100.0%	100.0%
売上原価:		
販売目的ソフトウェア償却費及び材料費	4.4%	3.7%
ソフト保守費	3.4%	2.6%
カスタマーサポート費	9.5%	9.2%
売上原価 計	17.3%	15.5%
販売費、研究開発費及び一般管理費:		
販売費	30.0%	31.3%
研究開発費	4.2%	6.1%
一般管理費	15.0%	15.8%
販売費、研究開発費及び一般管理費 計	49.2%	53.2%
営業利益	33.5%	31.3%

当社グループの収益構造

当社グループの売上は主として、ソフトウェア製品使用許諾の対価及びポストコントラクト・カスタマー・サポートの対価を含むソフトウェア製品の販売によるものであります。ソフトウェア製品の販売による売上はまた、他社が当社グループの製品を当該他社の製品に組み込む限定的な販売形態での売上を含みます。ウイルス・パターン・ファイルのアップデート、製品のアップデート、電話及びオンラインでのテクニカルサポートを含む、ポストコントラクト・カスタマー・サポートによる収益は、繰延処理を行い、サービスを提供する期間に応じて均等に収益認識を行います。当社グループは、売上に占めるポストコントラクト・カスタマー・サポートの対価部分を、ソフトウェア製品の購入翌年に契約を更新する場合の契約更新料の金額に基づき測定し期間按分します。新規契約期間の終了時に法人顧客は、日本及び海外において国によって新規ライセンス料の20%から100%の契約更新料を支払うことで、ポストコントラクト・カスタマー・サポート・サービスを毎年更新することができます。小売されたPC-cillin/ウイルスバスターの販売価額には、最初の一年間のみ有効なポストコントラクト・カスタマー・サポート・サービスが含まれます。これら製品の購入者がこの新規契約期間後も継続してポストコントラクト・カスタマー・サポート・サービスを受けるためには、更新料を支払わなければなりません。

当社グループは以下の全ての条件が満たされた場合にソフトウェア製品の販売による収益を認識しません。

- ・ 契約を裏付ける説得力のある証拠が存在している
- ・ 製品の引渡し完了している
- ・ 売価が確定できる
- ・ 債権の回収の確実性が合理的に見て高い

ポストコントラクト・カスタマー・サポート・サービスに起因する収益は繰延処理を行い、契約期間に応じて均等に収益認識を行います。繰延処理が行われる収益の比率は販売を行うトレンドマイクロの事業体の位置する地域や販売される製品によって異なります。

「販売目的ソフトウェア償却費及び材料費」は、海外への発送に伴う運賃や手数料、マニュアルや化粧箱などの制作コスト、販売目的ソフトウェアの償却費で構成されます。「ソフト保守費」には、プログラムのバグ修正費用だけでなく、ウィルス対策ソフトの開発段階におけるマイナーバージョンアップ費用も含まれます。「カスタマーサポート費」は、ウィルス・パターン・ファイルの開発及びアップデートにかかる費用とトラブル解決・新たに発生するウィルス情報及び製品欠陥情報の収集といったその他のカスタマーサポートにかかる費用です。

当社グループは日本、欧州、北米、アジア・パシフィック、中南米の5つの地域で事業を展開しています。過去3年間の各連結会計年度における売上高に対して日本が40%程度、これに欧州と北米を合わせて80%以上を占めています。

製品毎の売上

前連結会計年度及び当連結会計年度における、製品毎の売上高は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)		前年同期比
	金額(百万円)	百分比	金額(百万円)	百分比	
LANサーバ製品	2,679	3%	2,552	3%	5%
PCクライアント製品	26,879	27%	29,842	29%	11%
(パッケージ販売)	(22,637)	(23%)	(25,922)	(25%)	(15%)
(ライセンス販売)	(4,242)	(4%)	(3,919)	(4%)	(8%)
インターネットサーバ製品	19,935	20%	17,521	17%	12%
統合製品	37,706	38%	39,684	39%	5%
その他サービス	6,532	6%	6,560	6%	0%
その他製品	6,073	6%	5,546	6%	9%
合計	99,805	100%	101,707	100%	2%

LANサーバ製品の当連結会計年度の売上高は、Trend Micro ServerProtectに代表されるサーバ対策製品の売上減少により、前年同期比5%減となりました。この売上減少はLANサーバ製品の統合製品への組み込みが増えたことによります。

PCクライアント製品のうち、Trend Micro PC-cillin/ウイルスバスターシリーズのパッケージ販売を含むウイルス対策ソフトウェアの売上高は、前連結会計年度の26,879百万円から当連結会計年度の29,842百万円へ増加しました。PCクライアント製品のパッケージ販売の増加は、主に日本と米国で会社の主力製品であるTrend Micro PC-cillin/ウイルスバスターシリーズの売上が増加したためです。

インターネットサーバ製品の当連結会計年度の売上高は、主にInterScan Web Security SuiteとInterScan Messaging Security Suite製品に代表されるメールサーバ対策製品の売上減少により、前年同期比12%減となりました。

統合製品の当連結会計年度の売上高は、管理サーバからクライアントとサーバの一元管理が出来るClient/Server Suite製品の売上高増加により、前年同期比5%増となりました。

プレミアム・サポート・サービス等のサポート売上高を含むその他サービスによる当連結会計年度の売上高は、前年と同水準となりました。

米国Cisco Systems社製品に当社ウイルス対策製品機能の一部を搭載した製品などが含まれるその他製品の当連結会計年度の売上高は、前年同期比9%減と落ち込んでおります。

売上原価

前連結会計年度及び当連結会計年度の売上原価は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
販売目的ソフトウェア償却費及び材料費	4,366	3,765
ソフト保守費	3,376	2,657
カスタマーサポート費	9,477	9,326
売上原価 計	17,220	15,748

当連結会計年度の売上原価は、主としてソフト保守費や材料費の減少により、前年同期比1,472百万円(9%)減少しました。

販売費及び一般管理費

前連結会計年度及び当連結会計年度の販売費及び一般管理費は以下の通りです。

	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
販売費	29,858	31,924
研究開発費	4,237	6,167
一般管理費	15,012	16,062
販売費、研究開発費及び一般管理費 計	49,108	54,155

販売費

販売費は主に広告費、販売手数料、販売及びマーケティング部門の人件費及びその関連費用で構成されます。当連結会計年度の販売費は、主として販売及びマーケティング部門の従業員増加及び個人向けビジネス拡大のための販促費増加により、前年同期比2,066百万円(7%)増加しました。

研究開発費

研究開発費は主に当社のウイルス対策ソフトウェア製品の開発に関わるソフトウェアエンジニアの人件費及びその関連費用で構成されます。当連結会計年度の研究開発費は主として研究開発部門の人員増加に伴う人件費負担増により前年同期比1,929百万円(46%)増加しました。

一般管理費

一般管理費は主に人件費及び関連費用、会計関連費用、管理費用、その他の全社的な費用によって構成されます。当連結会計年度の一般管理費は、ストックオプション発行数の増加に伴う費用負担の増加、暗号化技術の開発企業買収に伴うのれんの償却費負担などにより前年同期比1,050百万円（7%）増加しました。

営業外収益（費用）

当連結会計年度の受取利息は2,924百万円であり、主な源泉は公社債、債務担保証券等の有価証券・投資有価証券及び銀行預金です。また、当連結会計年度において、外貨建投資信託の売却により有価証券売却損及び有価証券売却益が発生しており、年末にかけての急速な円高に伴う為替差損656百万円が発生しております。

特別損益

当連結会計年度において、債務担保証券の減損処理による2,892百万円の投資有価証券評価損を計上しております。また、訴訟和解金の受取、訴訟費用の支払が発生しております。

法人税等

当連結会計年度の法人税、住民税及び事業税は、減収の影響などから前年同期比3,076百万円減少の14,808百万円になりました。また、繰延収益の増減等に起因した一時差異の変動により法人税等調整額3,182百万円を計上しております。

セグメント情報

前連結会計年度及び当連結会計年度における、セグメント毎の売上高は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)		前年同期比
	金額(百万円)	百分比	金額(百万円)	百分比	
外部顧客に対する売上高					
日本	36,531	37%	39,102	38%	7%
北米	25,033	25%	26,191	26%	5%
欧州	24,350	24%	23,891	24%	2%
アジア・パシフィック	10,708	11%	9,596	9%	10%
中南米	3,182	3%	2,925	3%	8%
計	99,805	100%	101,707	100%	2%

日本

当連結会計年度の売上高は39,102百万円であり、前年同期比で7%の増加となりました。企業向け市場につきましては、昨年に引き続き被害数が増加傾向にある攻撃対象を絞ったターゲット型の攻撃対策として、管理サーバからクライアントとサーバの一元管理ができるスイート製品が、個人向け市場につきましては、個人ユーザのセキュリティ意識の高まりが後押しし、主力製品である「ウイルスバスター」に加え、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）を通じた個人向けサービスも売上の伸びに貢献しております。

北米

当連結会計年度の売上高は26,191百万円であり、前年同期比5%増加しました。企業向け市場におきましては、昨年同様に代理店の積極的な販売及びサポート活動が売上に貢献し、特にスパムメール、スパイウェア、Web threat対策をワンパッケージとした統合販売が競合との差別化要因となり顧客ニーズを捉えることに成功しております。また、個人向け市場におきましては、主力製品であるTrend Micro PC-cillin/ウイルスバスターシリーズの更新ユーザの着実な獲得が同地域の売上を牽引し、売上増加の要因となっております。昨年同期比較でドル円レートが大幅に円高になるも、当期の同地域の売上高は増収を維持いたしました。

欧州

当連結会計年度の売上高は23,891百万円であり、前年同期比2%減少しました。欧州（中東及びアフリカを含む）内を地域別にみますと、主要国のフランス、及び中東が現地通貨建てベースで大きな伸長をみせたものの、秋以降の大幅なユーロ円レートの急激な円高の影響をうけ、僅かながら減収となりました。

アジア・パシフィック

当連結会計年度の売上高は9,596百万円であり、前年同期比10%減少しました。前年大きく同地域を牽引したオーストラリアは大きく伸びが鈍化し、他の地域も低調に推移し、現地通貨建てで概ね小幅なマイナス成長でありました。同地域の諸通貨の対円レートの全般的な円高影響も大きく、その結果、当期の同地域の売上高は2けた減収となりました。

中南米

当連結会計年度の売上高は2,925百万円であり、前年同期比8%減少しました。中南米内を地域別に見ますと、既存顧客へのスイート製品販売に特に力を入れているブラジルにおいてはプラス成長を維持したものの、メキシコはマイナス成長となりました。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(3)流動性と資金の源泉

当社グループの短期的な資金の主たる源泉は営業活動から得る現金及び現金同等物です。現在の現金及び現金同等物の残高、営業活動から得る現金及び現金同等物及び既存の与信枠は今後12ヶ月間に必要な運転資金、資本的支出をまかなうのに十分であると考えます。

当連結会計年度末には、現金、現金同等物、定期預金及び売却可能有価証券の残高は前連結会計年度末の112,113百万円から106,785百万円に減少いたしました。この減少は主に、自己株式の取得によるものです。売却可能有価証券については当社グループの投資方針に基づいて、信用格付けの高い負債証券と、信用格付けの高い負債証券で構成される投資信託のみを保有しています。

なお、現金及び現金同等物は主に米ドル、ユーロなどの外国通貨及び円貨です。

当連結会計年度末には、流動負債及び固定負債に計上される繰延収益は前連結会計年度末の67,454百万円から65,166百万円に減少いたしました。各年度末における繰延収益は契約期間に応じて翌年度以降、収益として認識される見込みです。各地域における繰延収益は以下の表に示す通りです。

	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
繰延収益		
日本	26,787	31,523
北米	18,261	15,935
欧州	15,919	12,359
アジア・パシフィック	5,031	4,326
中南米	1,454	1,021
計	67,454	65,166

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の繰延収益のほとんどは日本、北米及び欧州において計上されてきました。日本における当連結会計年度末における繰延収益は前年同期比18%増加しました。その主な原因は、コンシューマー市場において複数年版製品の販売が順調なためです。また、北米における当連結会計年度末の繰延収益は前年同期比13%減少しました。その主な原因はコンシューマー市場において複数年版製品の販売が順調にもかかわらず、急激な為替変動の影響が顕著なためです。ヨーロッパにおける当連結会計年度末の時点での繰延収益は前連結会計年度末と比較して22%減少しました。その主な原因は急激な為替変動の影響が顕著なためです。

(4) 経営者の問題認識と今後の方針

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

重要な設備投資等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (名)
		建物	器具及び備品	合計	
東京本社 (東京都渋谷区)	建物、器具及び備品	212	253	466	466
大阪営業所 (大阪市中央区)	建物、器具及び備品	6	2	9	23

(注) 1 投下資本の金額は、帳簿価額であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (名)
			建物	器具備品 及び運搬具	合計	
Trend Micro Incorporated	台湾 (台北)	建物、 器具備品 及び運搬具	128	927	1,056	1,975
Trend Micro (China) Incorporated	中国 (上海)	建物、 器具備品 及び運搬具	177	428	605	558
Trend Micro Inc.	米国 (カリフォル ニア)	建物、 器具備品 及び運搬具	12	1,387	1,399	634
Trend Micro Deutschland GmbH	ドイツ (ウンター シュライス ハイム)	建物、 器具備品 及び運搬具	45	339	385	121

(注) 1 投下資本の金額は、帳簿価額であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年3月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	140,293,004	140,293,004	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 500株
計	140,293,004	140,293,004		

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(平成16年3月25日定時株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	4,187個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,093,500株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	4,310円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年4月28日～ 平成21年4月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,310円 資本組入額 2,155円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位(以下本項において「従前の地位」という。)を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、相続人は死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
	3 新株予約権者は、株主総会及び取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。 4 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1～3の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

3 当社が株式分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権及び同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の各行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の価格」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は行使価額の調整を行うことができるものとする。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(平成16年3月25日定時株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	3,537個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,768,500株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,090円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月28日～ 平成21年10月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,090円 資本組入額 2,545円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位(以下本項において「従前の地位」という。)を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、相続人は死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
	3 新株予約権者は、株主総会及び取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。 4 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1～3の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

3 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権及び同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の各行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の価格」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は行使価額の調整を行うことができるものとする。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(平成17年3月25日定時株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	4,701個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,350,500株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,840円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月22日～ 平成22年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,840円 資本組入額 1,920円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位(以下、本項において「従前の地位」という。)を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、相続人は死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
	3 新株予約権者は、株主総会及び取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。 4 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1～3の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

3 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権及び同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の各行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の価格」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は行使価額の調整を行うことができるものとする。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(平成17年3月25日定時株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	4,046個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,023,000株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,950円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月14日～ 平成22年12月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,950円 資本組入額 1,975円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位(以下、本項において「従前の地位」という。)を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、相続人は死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
	3 新株予約権者は、株主総会及び取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。 4 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1～3の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

3 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権及び同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の各行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の価格」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は行使価額の調整を行うことができるものとする。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(平成18年3月28日定時株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	2,413個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,206,500株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,995円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月10日～ 平成23年7月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,995円 資本組入額 1,998円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位(以下、本項において「従前の地位」という。)を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、相続人は死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
	3 新株予約権者は、株主総会及び取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。 4 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1～3の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

3 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権及び同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の各行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の価格」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は行使価額の調整を行うことができるものとする。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(平成18年3月28日定時株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	2,786個(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,393,000株(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,610円(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年11月8日～ 平成23年11月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,610円 資本組入額 1,805円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位(以下、本項において「従前の地位」という。)を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、相続人は死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
	3 新株予約権者は、株主総会及び取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。 4 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1～3の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。

3 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権及び同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の各行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の価格」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする場合には、当社は行使価額の調整を行うことができるものとする。

会社法第238条及び第240条の規程に基づく新株予約権（平成19年8月28日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	4,140個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,070,000株（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	4,780円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年9月14日～ 平成24年9月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,780円 資本組入額 2,390円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
	<p>3 新株予約権者は、取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>4 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、行使を認めない。</p> <p>5 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1、2および4の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権（同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権を含む。）の行使、及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るも

のとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に
従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日
のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日
までとする。

新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定す
る。

新株予約権の取得に関する事項

注5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置
会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認
の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締
役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得すること
ができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。取得
する新株予約権は、上記「新株予約権の行使の条件」1及び2の規定に従い、行使することができなくな
っている新株予約権とする。

会社法第238条及び第240条の規程に基づく新株予約権（平成19年11月8日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	2,200個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,100,000株（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	4,240円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年11月26日～ 平成24年11月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,240円 資本組入額 2,120円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入新株予約権の行使の条件出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の行使の条件	<p>3 新株予約権者は、取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>4 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、行使を認めない。</p> <p>5 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1、2および4の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権（同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権を含む。）の行使、及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

注5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、上記「新株予約権の行使の条件」1及び2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

会社法第238条及び第240条の規程に基づく新株予約権（平成20年6月13日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	5,049個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,524,500株（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,500円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～ 平成25年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,500円 資本組入額 1,750円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入新株予約権の行使の条件出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、本項の規定が新株予約権者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の行使の条件	3 新株予約権者は、本取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。 4 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、行使を認めない。 5 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1、2および4の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権（同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権を含む。）の行使、及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

注5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、上記「新株予約権の行使の条件」1及び2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

会社法第238条及び第240条の規程に基づく新株予約権（平成20年11月4日取締役会の決議）

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	5,102個（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,551,000株（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	2,580円（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年11月19日～ 平成25年11月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,580円 資本組入額 1,290円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、受入新株予約権の行使の条件出向者もしくは顧問の地位（以下本項において「従前の地位」という。）を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株予約権を行使することができる。また、新株予約権者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、特別な理由により、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。上記のほか、新株予約権者に法令、当社の定款もしくは社内規則に違反する重大な行為があった場合等（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、および懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、新株予約権の付与の目的上新株予約権者に新株予約権を行使されることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由が生じた場合は、当該新株予約権者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。なお、本項の規定が対象者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の行使の条件	<p>2 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヶ月以内に当社所定の新株予約権の相続のための手続きを行うことにより、当該6ヶ月以内に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、特別な理由により、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。なお、本項の規定が対象者の居住する国の強行法規に抵触する場合は、その限度において本項の規定を適用しない。</p> <p>3 新株予約権者は、本取締役会決議に基づき当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に、新株予約権の行使を制限する規定がある場合には、その規定に従い新株予約権を行使しなければならない。</p> <p>4 新株予約権の質入その他担保権を設定している場合は、行使を認めない。</p> <p>5 その他の条件については、「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記1、2および4の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみに行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとする。

3 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規程に基づく新株引受権（同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権を含む。）の行使、及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、これらの場合に準じて取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権の権利行使期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の取得に関する事項

注5の「新株予約権の取得条項に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

5 新株予約権の取得条項に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときまたは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。取得する新株予約権は、上記「新株予約権の行使の条件」1及び2の規定に従い、行使することができなくなっている新株予約権とする。

旧商法第280条ノ19及び産業活力再生特別措置法第9条第1項、並びに当社旧定款第5条の2の規定
 に基づく新株引受権(平成13年3月27日定時株主総会の特別決議)

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株引受権の数	-	-
新株引受権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株引受権の目的となる株式の数	707,000株(注)1	同左
新株引受権の行使時の払込金額	5,760円(注)2	同左
新株引受権の行使期間	平成14年4月1日～ 平成21年3月31日	同左
新株引受権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額	発行価格 5,760円 資本組入額 2,880円	同左
新株引受権の行使の条件	<p>1 対象者が当社取締役もしくは従業員または産業活力再生特別措置法第9条第1項に定める特定関係事業者である当社子会社の取締役もしくは従業員の地位(以下本項において「従前の地位」という。)を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から45日間に限り、新株引受権を行使できる。また、対象者が身体障害等により就労不能となったことを原因として従前の地位を喪失した場合には、従前の地位を喪失した日から6ヶ月間に限り、新株引受権を行使することができる。ただし、本項の規定が対象者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。</p> <p>2 前号の規定にかかわらず、対象者が、当社または当社子会社(産業活力再生特別措置法第9条第1項に定める特定関係事業者でない当社子会社を含む。)の従業員、取締役または監査役に就職または就任するに伴い従前の地位を喪失した場合においては、なお新株引受権を行使できる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
	3 新株引受権を付与された対象者が死亡した場合は、対象者が死亡した日から6ヶ月間に限り、相続人が新株引受権を行使できる。ただし、本項の規定が対象者の居住する国の強行法規に違反する等の特別な理由があり、当社取締役会で正当と認められた場合はこの限りではない。 4 対象者は、新株引受権付与契約に年間(1月1日から12月31日までの期間を指す)の行使限度額に関する規定があるときは、その規定に従って新株引受権を行使しなければならない。 5 その他細目については、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	同左
新株引受権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入その他の処分は認めない	同左
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	該当事項はありません	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 当社が株式分割等により分割・新規発行前の時を下回る発行価額で新株を発行するときは、発行株式数は次の算式により調整される。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

調整の結果生じる単位未満の株式については、これを切り捨てる。

時価を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、発行価額は次の算定式により調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

また、株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年1月1日～ 平成16年12月31日 (注)1 (注)2	3,135,772	135,755,872	4,030	11,426	4,691	13,946
平成17年1月1日～ 平成17年12月31日 (注)1 (注)2	847,853	136,603,725	1,057	12,484	1,140	15,087
平成18年1月1日～ 平成18年12月31日 (注)1 (注)2	740,779	137,344,504	994	13,479	1,115	16,202
平成19年1月1日～ 平成19年12月31日 (注)2	2,546,500	139,891,004	4,359	17,838	4,358	20,561
平成20年1月1日～ 平成20年12月31日 (注)2	402,000	140,293,004	547	18,386	547	21,108

(注) 1 新株引受権付社債の新株引受権の行使による増加

2 新株予約権の行使による増加

(5) 【所有者別状況】

平成20年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数500株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	59	31	132	404	3	4,529	5,158	
所有株式数(単元)	0	62,176	5,350	686	176,105	3	36,190	280,510	38,004
所有株式数の割合(%)	0	22.15	1.90	0.24	62.78	0.00	12.90	100	

(注) 1 自己株式6,722,803株は「個人その他」に13,445単元、「単元未満株式の状況」に303株含まれております。
 2 上記「その他の法人」には証券保管振替機構名義の株式が5単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
トゥルーウェイ カンパニー リミテッド a	ブリティッシュ バージンアイランズ トルトーラ ロードダウンP.O.Box3151	20,186	14.38
ゲインウェイ エンタープライズ リミテッド a	ブリティッシュ バージンアイランズ トルトーラ ロードダウンP.O.Box3151	10,108	7.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,144	6.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	8,728	6.22
ノムラ シンガポール リミテッド アカウ ント ノミニエフジェー1309 (A/CFJ-1309) b	6 BATTERY ROAD#39-01 STANDARD CHARTERED BANK BUILDING SINGAP ORE 0104	5,757	4.10
チャン ミン ジャン	東京都港区	5,405	3.85
エムエルピーエフエス カストディー ア カウント ナンバー ツー c	SOUTH TOWER WORLD FINANCIALCENTER NEW YORK, N.Y. 10080 USA	4,948	3.52
モルガン ホワイトフライヤーズ エキュ イティ ディリヴェイティヴ d	1209 ORANGE STREET, WILMINGTON, DELAWARE DE 19801 USA	4,735	3.37
資産管理サービス信託銀行株式会社(証 券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12晴海アイ ランド トリトンスクエア オフィスタ ワーZ棟	4,491	3.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,001	2.85
計		77,504	55.24

(注) 1 各大株主は、それぞれ下記のとおり国内に常任代理人を設置しております。

a トレンドマイクロ株式会社 法務部

東京都渋谷区代々木2丁目1-1 新宿メインズタワー

- b 野村證券株式会社
 東京都中央区日本橋1丁目9-1
- c メリルリンチ日本証券株式会社
 東京都中央区日本橋1丁目4-1 日本橋一丁目ビルディング
- d 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室
 東京都中央区日本橋兜町6番7号
- 2 各信託銀行の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------------------------|---------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 9,007千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 8,722千株 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) | 4,491千株 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G) | 4,001千株 |
- 3 平成20年12月31日現在、自己株式6,722千株(発行済株式総数に対する割合4.79%)を保有しております。
- 4 キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー並びにその共同保有者であるキャピタル・インターナショナル・リミテッド、キャピタル・インターナショナル・インク、キャピタル・インターナショナル・エス・エイ及びキャピタル・インターナショナル株式会社から平成20年10月22日付けで提出された変更報告書No.24により、平成20年10月20日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- | | |
|-------------------------|----------|
| キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー | 12,539千株 |
| キャピタル・インターナショナル・リミテッド | 3,396千株 |
| キャピタル・インターナショナル・インク | 1,935千株 |
| キャピタル・インターナショナル・エス・エイ | 693千株 |
| キャピタル・インターナショナル株式会社 | 902千株 |
- 5 野村證券株式会社並びにその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社から平成20年11月19日付けで提出された変更報告書No.8により、平成20年11月14日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- | | |
|------------------|---------|
| 野村證券株式会社 | 352千株 |
| 野村アセットマネジメント株式会社 | 8,609千株 |
- 6 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社並びにその共同保有者であるジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク及びジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッドから平成21年2月5日付けで提出された変更報告書No.4により、平成21年1月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
- | | |
|----------------------------|---------|
| JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 | 2,257千株 |
| ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク | 3,480千株 |
| ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド | 857千株 |

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,722,500 (自己保有株式)		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,532,500	267,065	同上
単元未満株式	普通株式 38,004		同上

発行済株式総数	140,293,004		
総株主の議決権		267,065	

(注) 1 「完全議決権株式」の「その他」には、証券保管振替機構名義の株式が2,500株含まれております。また、「議決権の数(個)」の欄には、同保構名義の完全議決権に係る議決権の数5個が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式303株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
トレンドマイクロ株式会社 (自己保有株式)	東京都渋谷区代々木二丁目 1番1号 新宿マインズタワー	6,722,500		6,722,500	4.79
計		6,722,500		6,722,500	4.79

(8) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、次の3種類のストック・オプション制度を採用しております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社が新株予約権を発行する方法によるストック・オプション

決議年月日	平成16年3月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、子会社取締役8名（内8名は完全子会社取締役）、当社従業員325名及び当社子会社従業員1,199名（内完全子会社従業員619名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年3月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、子会社取締役9名（内9名は完全子会社取締役）、当社従業員194名及び当社子会社従業員1,106名（内完全子会社従業員1,067名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年3月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、子会社取締役6名（内6名は完全子会社取締役）、当社従業員313名、当社受入出向者1名及び当社子会社従業員1,722名（内完全子会社従業員1,668名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年3月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、子会社取締役6名（内6名は完全子会社取締役）、当社従業員201名、当社受入出向者1名及び当社子会社従業員1,403名（内完全子会社従業員1,341名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成18年3月28日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役15名（内12名は完全子会社取締役）、当社従業員189名、当社受入出向者1名及び当社子会社従業員1,167名（内完全子会社従業員1,128名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成18年3月28日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役16名（内14名は完全子会社取締役）、当社従業員175名、当社受入出向者1名及び当社子会社従業員981名（内完全子会社従業員945名）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社が新株予約権を発行する方法によるストック・オプション

決議年月日	平成19年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、子会社取締役14名（内11名は完全子会社取締役）、当社従業員215名、当社子会社従業員1135名（内1098名は完全子会社従業員）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

決議年月日	平成19年11月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、子会社取締役13名（内10名は完全子会社取締役）、当社従業員141名、当社子会社従業員917名（内883名は完全子会社従業員）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

決議年月日	平成20年6月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社子会社取締役23名、当社従業員236名、当社子会社従業員1,428名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

決議年月日	平成20年11月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、当社子会社取締役23名、当社従業員158名、当社子会社従業員1,036名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

旧商法第280条ノ19及び産業活力再生特別措置法第9条第1項、並びに当社旧定款第5条の2の規定に基づき、当社が新株引受権を発行する方法によるストック・オプション

決議年月日	平成13年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、従業員146名、産業活力再生特別措置法第9条第1項に規定する特定関係事業者である当社子会社の取締役、従業員331名
新株引受権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」の に記載しております
株式の数	同上
新株引受権の行使時の払込金額	同上
新株引受権の行使期間	同上
新株引受権の行使の条件	同上
新株引受権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得ならびに会社法第155条第7号による単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成20年2月19日)での決議状況 (取得期間平成20年2月20日～平成20年3月31日)	2,000,000	7,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,999,000	6,994,720
残存決議株式の総数及び価額の総額	1,000	5,280
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.1	0.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	0.1	0.1

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	1,381	5,047
当期間における取得自己株式	815	2,211

(注)当期間における取得自己株式には、平成21年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他（新株予約権の権利行使）	105,500	341,725	-	-
保有自己株式数	6,722,803	-	6,723,618	-

(注)1. 当期間における保有自己株式数には、平成21年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

2. 当期間における取得自己株式の処理には、平成21年3月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、変化の激しい事業環境への対応および競合他社に対する競争力維持のため、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつも、連結ベースでの純利益に基づいた配当を行っていきたいと考えております。今後の配当政策の基本方針といたしましては、会計上の連結純利益にストック・オプション費用を足し戻した額をベースにした連結配当性向60%を目処として期末配当のみで年一度行いたいと考えております。当連結会計年度につきましては、連結当期純利益19,247百万円のおよそ67%に当たる12,956百万円（1株につき97円）といたしました。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことが出来る旨を定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する上記剰余金の配当（総額12,956百万円、1株につき97円）の株主総会決議日は平成21年3月25日であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
最高(円)	5,780	5,550	4,720	5,200	4,370
最低(円)	2,795	3,170	3,250	2,855	1,974

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	3,800	3,870	4,370	4,140	2,865	3,170
最低(円)	3,420	3,400	3,670	1,974	2,050	2,475

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所におけるものであります。

5 【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長		チャン ミン ジャン	昭和29年 11月5日生	昭和56年9月 昭和63年12月 平成7年12月 平成9年3月 平成11年11月 平成12年3月 平成17年1月	ヒューレットパッカード株 式会社(台湾)入社 Trend Micro Inc.(米国)社 長 当社代表取締役 当社代表取締役社長 当社代表取締役社長新規事 業担当 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長(現任)	(注)4	5,405
代表取締役 社長	当社グループ CEO	エバ・チェン	昭和34年 2月23日生	平成元年5月 平成6年12月 平成7年12月 平成9年8月 平成14年3月 平成17年1月	Trend Micro Incorporated (台湾)入社 Trend Micro Inc.(米国)業 務執行役員(現任) 当社監査役 当社取締役技術開発部門統 括責任者 当社取締役当社グループ CTO 当社代表取締役社長当社グ ループCEO(現任)	(注)4	1,804
代表取締役	当社グループ COO兼当社グ ループCFO	根岸マヘンドラ	昭和35年 3月9日生	平成5年6月 平成7年9月 平成12年6月 平成13年2月 平成13年3月 平成14年3月 平成18年1月	ロンドンビジネススクール にて博士号取得 メリルリンチ証券会社入社 アイビートrend株式会社 代表取締役 当社管理本部長 当社取締役財務経理部門担 当 当社代表取締役グループ CFO 当社代表取締役当社グルー プCOO兼当社グループ CFO(現任)	(注)4	35
取締役	日本地域担当 兼グローバルソ リューションビ ジネスジェネラ ルマネージャー 兼グローバルコ ンシューマビジ ネスジェネラル マネージャー	大三川彰彦	昭和34年 2月24日生	昭和57年4月 平成4年12月 平成12年5月 平成15年2月 平成15年5月 平成19年12月 平成20年3月	日本デジタルイクイップ メント株式会社(現ヒュー レット・パッカード株式会 社)入社 マイクロソフト株式会社入 社 同社執行役員 当社日本地域セールス & マーケティング統括部長 当社執行役員 当社上席執行役員日本地域 担当兼グローバルサービ スビジネスジェネラルマネ ージャー兼グローバルコ ンシューマビジネスジェネ ラルマネージャー 当社取締役日本地域担当兼 グローバルサービスビジネ ス(現グローバルソリュ ーションビジネス)ジェネ ラルマネージャー兼グロー バルコンシューマビジネ スジェネラルマネージャー (現任)	(注)4	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
取締役		竹内 弘高	昭和21年 10月16日生	昭和62年4月 平成10年4月 平成12年6月 平成16年6月 平成17年3月 平成20年4月	一橋大学商学部教授 一橋大学大学院国際企業戦略研究科長(現任) オリックス株式会社監査役 同社取締役(現任) 当社取締役(現任) インテグラル株式会社取締役(現任)	(注)4		
常勤監査役		長谷川 文男	昭和15年 2月15日生	昭和39年1月 平成6年5月 平成8年12月 平成12年3月	シェル石油株式会社(現 昭和シェル石油株式会社)入社 昭和シェル石油株式会社管理会計課長兼経理部副部長 東京シェルバック株式会社専務取締役 当社常勤監査役(現任)	(注)5	0.5	
監査役		中山 貞敏	昭和26年 12月20日生	昭和55年11月 昭和59年6月 平成4年7月 平成13年3月 平成17年4月	中央監査法人(現 みず監査法人)入社 公認会計士登録 公認会計士中山貞敏事務所所長(現任) 当社監査役(現任) 大谷女子大学(現大阪大谷大学)人間社会学部教員(現任)	(注)5		
監査役		亀岡 保夫	昭和30年 11月12日生	昭和53年3月 昭和57年4月 昭和63年9月 平成13年3月 平成16年7月	ブライスウォーターハウス 公認会計士事務所入所 公認会計士登録 大光監査法人設立、代表社員 当社監査役(現任) 大光監査法人理事長兼代表社員(現任)	(注)5		
監査役		藤田 浩司	昭和37年 6月9日生	平成元年4月 平成12年4月 平成14年3月 平成18年6月	東京弁護士会弁護士登録 奥野法律事務所(現 奥野総合法律事務所)入所(現任) 株式会社東栄住宅監査役(現任) 当社監査役(現任) 株式会社やまと取締役(現任)	(注)5		
計								7,246

- (注) 1 取締役竹内弘高氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 常勤監査役長谷川文男及び監査役中山貞敏、亀岡保夫、藤田浩司の4名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 代表取締役社長エバ・チェンは、代表取締役会長チャン ミン ジャンの配偶者の妹であります。
- 4 取締役の任期は、平成20年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役の任期は、平成20年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上を図るため、また株主をはじめ消費者、取引先及び従業員等のステークホルダーに対する企業責任を果たすため、当社グループを取り巻く事業環境の変化に対し迅速に対応すること、社外取締役及び社外監査役を中心とした経営監視機能の強化、経営の透明性及び健全性を確保すること、並びにディスクロージャーの信頼性を維持していくことを重要な経営課題であると考えております。またコンプライアンスについても、社会的信頼を確保する上での重要な課題と認識しこれに取り組んでおります。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

会社の機関の内容

当社は、監査役会設置会社の形態をとっております。

当社の取締役会は5名という少数の取締役ににより構成(平成20年12月31日現在)されていることに加え、うち1名を社外から登用することにより、適正な取締役会の運営が図れるよう監督機能を強化しております。また、監査役会につきましては、取締役会の運営状況及び取締役の業務執行状況に対し客観的な立場からのチェックが可能となるよう、監査役4名(平成20年12月31日現在)全員が社外監査役となっております。

業務執行につきましては、取締役会により決定された会社の方針が、各顧客セグメント、世界20数カ国にまたがる事業活動地域及び各業務機能において実際の業務に適切に反映されるように選任されたエグゼクティブが、責任を持ってそれぞれの業務執行にあたる体制をとっております。日常的なコミュニケーションに加え、四半期ごとにエグゼクティブ・ミーティングが開催され、業務上の重要事項について積極的な議論が行われ、取締役会の意思決定において参考とされます。

内部統制システムの整備の状況

当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進しております。また、当社グループ全体の内部統制体制整備・推進担当責任プロジェクト・チームとして執行部門から独立したコンプライアンス・タスク・フォースを設置し、専任のインターナル・コントロール・マネージャをプロジェクト・マネージャとして置いております。その下に各事業地域の財務経理部門及びIT部門それぞれの地域担当者を置き、最高財務/業務執行責任者に報告がなされることとなっております。当該タスク・フォースは、監査役及び取締役会に加え監査法人並びに法律顧問などとも必要に応じコミュニケーションを取りつつ内部統制体制の整備及び具体策の実施を行っており、「倫理的な行動」、「法令遵守」及び「適切な企業開示」を柱とするCode of Conduct(行動規範)の運用及び内部通報チャネルの明確化、国内外主要部門への実査による業務プロセスの調査などの施策にも係わっております。

内部監査及び監査役監査の状況

監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、重要な決済書類等を閲覧するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、また適宜説明を求め、さらに必要に応じて国内の営業所や海外の子会社へ赴いてその業務及び財産の状況を調査しております。また、取締役との定期的な意見交換の機会を設けております。一方監査役と会計監査人との連携においては、監査計画時及び監査実施時に監査役が会計監査人による計画書、報告書の説明を受けまた意見交換を行うなどして、監査の実効性の向上を図っております。

会計監査の状況

当連結会計年度における当社の会計監査業務を委託した監査法人はあずさ監査法人でありました。海外子会社は主として、各国のKPMGのメンバーファームの監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定社員	酒井 弘行	あずさ監査法人
業務執行社員	湯口 豊	

なお、当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士3名、その他16名であります。

社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役である竹内氏は国立大学法人一橋大学大学院国際企業戦略研究科長であり、同氏はその代表者として、当社から外国人留学生助成のために年額175万円の寄付を行うことを内容とした「外国人留学生助成のための奨学金に関する覚書」を当社との間で締結しております。なお、当該覚書の契約期間は2006年9月1日から2009年8月31日までの3年間です。

社外監査役全員は、当社グループのその他の取締役、監査役と家族関係などの人的関係や、資本的關係または取引関係その他の利害関係を有しておりません。

(3) リスク管理体制の整備状況

当社はコンプライアンス及びリスク管理体制を統括する組織として、代表取締役を委員長とするコンプライアンス・セキュリティ委員会を設置しております。また当社業務執行に係るリスクとして、製品並びにサービスに関するリスク及び社内インフラに関するリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者を設置することとしております。

一方、不測の事態が発生した場合には、日本地域を担当する取締役を危機管理責任者とする緊急対策室（SWAT）を設置して迅速な対応を行い、クライアントを含めた損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとしております。

(4) 役員報酬の内容

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	5名	221,607千円	うち社外取締役1名 5,000千円
監査役	4名	19,890千円	監査役4名は全員社外監査役です

(5) 監査報酬の内容

当事業年度における監査法人への支払額は以下のとおりであります。

公認会計士法第2条第1項に規定する監査業務の報酬等の額： 70百万円
 上記以外の業務に基づく報酬額： 12百万円

なお、公認会計士法第2条第1項に規程する監査業務以外の業務は、財務報告に係る内部統制に関するアドバイザリー業務についての対価であります。

(6) 責任免除及び責任限定契約

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたって期待される役割を十分に果たすことができるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することが出来る旨を定款に定めております。また取締役竹内弘高氏及び監査役4名全員との間で同法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大なる過失がないときは、定款の定めに基づいて社外取締役については金1,000万円、常勤の社外監査役については金2,000万円および非常勤の社外監査役については金480万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負うことを内容とする責任限定契約を締結しております。

(7) 取締役の定数及び取締役の選解任の決議要件

当社の取締役の員数は、8名以内とする旨を定款に定めております。また当社の取締役の選任決議における株主総会の定足数について、定数不足による決議不能を避ける目的から、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議における定足数について、定数不足による決議不能を避ける目的から、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(9) 株主総会決議事項を取締役会で決議することとした内容

剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、百万円未満を切捨てて表示しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、百万円未満を切捨てて表示しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)及び前事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)並びに当連結会計年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)及び当事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表についてはあずさ監査法人の監査を受けております。

3 金額表示単位の変更について

当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに变更いたしました。

なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年12月31日)		当連結会計年度 (平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		54,091		60,861	
2 受取手形及び売掛金		26,672		22,064	
3 有価証券		58,021		45,923	
4 たな卸資産		525		402	
5 繰延税金資産		10,734		13,390	
6 その他		4,606		2,946	
貸倒引当金		828		335	
流動資産合計		153,824	76.5	145,253	81.3
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 器具及び備品	1	3,855		3,566	
(2) その他	1	954		969	
有形固定資産合計		4,809	2.4	4,535	2.5
2 無形固定資産					
(1) ソフトウェア		2,873		2,903	
(2) のれん		2,790		2,096	
(3) その他		1,318		466	
無形固定資産合計		6,982	3.5	5,467	3.1
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		27,328		13,491	
(2) 関係会社株式		268		284	
(3) 繰延税金資産		7,135		8,870	
(4) その他		717		862	
貸倒引当金		15			
投資その他の資産合計		35,435	17.6	23,509	13.1
固定資産合計		47,227	23.5	33,513	18.7
資産合計		201,052	100.0	178,766	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年12月31日)		当連結会計年度 (平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1	支払手形及び買掛金	775		656	
2	未払金	2,868		2,806	
3	未払費用	3,924		3,479	
4	未払法人税等	9,223		3,901	
5	賞与引当金	1,345		994	
6	返品調整引当金	641		743	
7	短期繰延収益	54,620		50,278	
8	その他	2,971		948	
	流動負債合計	76,371	38.0	63,808	35.7
固定負債					
1	長期繰延収益	12,833		14,887	
2	退職給付引当金	1,098		1,211	
3	その他	17		12	
	固定負債合計	13,949	6.9	16,111	9.0
	負債合計	90,321	44.9	79,920	44.7
(純資産の部)					
株主資本					
1	資本金	17,838		18,386	
2	資本剰余金	20,561		21,108	
3	利益剰余金	83,116		87,288	
4	自己株式	15,140		21,798	
	株主資本合計	106,375	52.9	104,984	58.7
評価・換算差額等					
1	その他有価証券 評価差額金	39		3,286	
2	為替換算調整勘定	2,827		6,601	
	評価・換算差額等合計	2,788	1.4	9,888	5.5
	新株予約権	1,550	0.8	3,745	2.1
	少数株主持分	16	0.0	4	0.0
	純資産合計	110,730	55.1	98,846	55.3
	負債純資産合計	201,052	100.0	178,766	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)			
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)		
売上高	1、 2		99,805	100.0		101,707	100.0
売上原価			17,220	17.3		15,748	15.5
売上総利益			82,584	82.7		85,958	84.5
販売費及び一般管理費			49,108	49.2		54,155	53.2
営業利益			33,476	33.5		31,803	31.3
営業外収益							
1 受取利息		2,969			2,924		
2 有価証券売却益		2,521			93		
3 持分法による投資利益		63			63		
4 その他		276	5,831	5.9	322	3,403	3.3
営業外費用							
1 支払利息		13			3		
2 有価証券売却損		71			730		
3 為替差損		1,001			656		
4 その他		123	1,210	1.2	176	1,566	1.5
経常利益			38,096	38.2		33,640	33.1
特別利益							
1 訴訟和解金		-			358		
2 貸倒引当金戻入益		33			-		
3 新株予約権戻入益		5	39	0.0	20	378	0.4
特別損失							
1 固定資産除却損	3	35			-		
2 投資有価証券評価損		114			2,892		
3 訴訟費用		-	150	0.1	248	3,141	3.1
税金等調整前 当期純利益			37,985	38.1		30,878	30.4
法人税、住民税 及び事業税		17,885			14,808		
法人税等調整額		3,467	14,417	14.5	3,182	11,626	11.4
少数株主利益			5	0.0		4	0.0
当期純利益			23,561	23.6		19,247	18.9

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

金額(百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年12月31日 残高	13,479	16,202	70,779	14,166	86,294
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	4,239	4,238			8,477
新株予約権からの振替	120	120			240
剰余金の配当			11,158		11,158
当期純利益			23,561		23,561
自己株式の処分			67	1,572	1,505
自己株式の取得				2,546	2,546
株主資本以外の項目の 連結会計年度中変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	4,359	4,358	12,336	974	20,080
平成19年12月31日 残高	17,838	20,561	83,116	15,140	106,375

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定			
平成18年12月31日 残高	978	2,929	425	6	90,635
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					8,477
新株予約権からの振替					240
剰余金の配当					11,158
当期純利益					23,561
自己株式の処分					1,505
自己株式の取得					2,546
株主資本以外の項目の 連結会計年度中変動額(純額)	1,017	102	1,125	9	15
連結会計年度中の変動額合計	1,017	102	1,125	9	20,095
平成19年12月31日 残高	39	2,827	1,550	16	110,730

当連結会計年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

金額(百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年12月31日 残高	17,838	20,561	83,116	15,140	106,375
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	527	527			1,055
新株予約権からの振替	20	20			40
剰余金の配当			14,992		14,992
当期純利益			19,247		19,247
自己株式の処分			83	341	258
自己株式の取得				6,999	6,999
株主資本以外の項目の 連結会計年度中変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	547	547	4,171	6,658	1,390
平成20年12月31日 残高	18,386	21,108	87,288	21,798	104,984

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定			
平成19年12月31日 残高	39	2,827	1,550	16	110,730
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					1,055
新株予約権からの振替					40
剰余金の配当					14,992
当期純利益					19,247
自己株式の処分					258
自己株式の取得					6,999
株主資本以外の項目の 連結会計年度中変動額(純額)	3,247	9,429	2,194	11	10,493
連結会計年度中の変動額合計	3,247	9,429	2,194	11	11,884
平成20年12月31日 残高	3,286	6,601	3,745	4	98,846

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：			
税金等調整前当期純利益		37,985	30,878
減価償却費		4,001	4,729
株式報酬費用		1,399	2,258
のれん償却額		646	1,032
貸倒引当金の増減額		321	240
返品調整引当金の増減額		412	154
退職給付引当金の増減額		125	26
受取利息		2,969	2,924
持分法による投資損益		63	63
有価証券売却損益		2,450	637
投資有価証券評価損		114	2,892
固定資産除売却損益		34	-
売上債権の増減額		5,735	1,546
たな卸資産の増減額		144	17
仕入債務の増減額		838	43
繰延収益の増減額		14,379	6,768
訴訟和解金		-	358
訴訟費用		-	248
支払利息		13	3
その他営業活動によるキャッシュ・フロー		935	867
小計		48,456	48,517
利息及び配当等の受取額		2,689	2,871
法人税等の支払額		18,765	19,890
訴訟和解金受取額		-	228
訴訟費用の支払額		-	248
利息の支払額		13	3
営業活動によるキャッシュ・フロー		32,366	31,475
投資活動によるキャッシュ・フロー：			
定期預金の純増減額		1,209	1,395
有価証券・投資有価証券の取得による支出		136,132	39,569
有価証券・投資有価証券の売却・償還による収入		92,444	54,582
有形固定資産の取得による支出		2,919	2,782
無形固定資産の取得による支出		3,366	2,427
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2	2,576	657
その他投資活動によるキャッシュ・フロー		7	20
投資活動によるキャッシュ・フロー		53,768	10,561
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
株式の発行による収入		8,477	1,055
自己株式の取得による支出		2,546	6,999
自己株式の処分による収入		1,505	258
配当金の支払額		11,148	14,983
財務活動によるキャッシュ・フロー		3,711	20,669
現金及び現金同等物に係る換算差額		1,284	13,198
現金及び現金同等物の増減額		23,829	8,167
現金及び現金同等物の期首残高		76,196	52,367
現金及び現金同等物の期末残高	1	52,367	60,535

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
1 連結財務諸表の作成基準について	<p>当社の連結財務諸表は、従来「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成(以下「米国基準」という。)してありましたが、当連結会計年度より、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を採用し、「連結財務諸表規則」に準拠して作成することに変更いたしました。</p> <p>これは、平成19年5月31日付での米国NASDAQ市場から当社ADR(米国預託証券)の上場廃止及びその後のSEC(米国証券取引委員会)からの登録廃止に伴うものであります。</p>	
2 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 20社 主要な連結子会社の名称 Trend Micro Inc. Trend Micro (EMEA) Limited Trend Micro France SA</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 22社 主要な連結子会社の名称 Trend Micro Inc. Trend Micro (EMEA) Limited Trend Micro France SA</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
3 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した関連会社数 2社 関連会社の名称 ソフトトレンドキャピタル株式会社 ネットスター株式会社</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 該当ありません。</p>	同左
4 連結子会社の事業年度等に関する事項	すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。	同左

項目	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>5 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び 評価方法</p> <p>(2)重要な減価償却資産の減価 償却の方法</p> <p>(3)重要な引当金の計上基準</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく 時価法(評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動平 均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産 移動平均法による原価法 なお、収益性が低下した棚卸資産 については、帳簿価額を切り下げて おります。</p> <p>有形固定資産 主として当社は定率法、連結子会 社は定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおり であります。</p> <p>器具及び備品 主として2～10年</p> <p>無形固定資産 a市場販売目的のソフトウェア 見込有効期間(12ヶ月)に基づく 定額法 b自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間 (主に5年)に基づく定額法 cその他の無形固定資産 見込有効期間に基づく定額法</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるた め、一般債権については、貸倒実績率 により、貸倒懸念債権等の特定の債 権については、個別に回収可能性を 勘案し、回収不能見込額を計上して おります。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるた め、賞与支給見込額に基づき計上し ております。</p> <p>返品調整引当金 連結決算日後に予想される返品に よる損失に備えるため、過去の返品 率に基づき計上しております。</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそ れに類する組合への出資(金融商品 取引法第2条第2項により有価証券 とみなされるもの)については、組 合契約に規定される決算報告日に 応じて入手可能な最近の決算書を基礎 とし、持分相当額を純額で取り込む 方法によっております。</p> <p>たな卸資産 同左</p> <p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 a市場販売目的のソフトウェア 同左 b自社利用のソフトウェア 同左 cその他の無形固定資産 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>返品調整引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)
(4)連結財務諸表の作成の基礎 となった連結会社の連結財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～23年）による按分金額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。</p> <p>過去勤務差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（24年）による按分額を費用処理しております。</p> <p>外貨建金銭債権・債務は連結決算日の直物為替相場で円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。</p>	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～25年）による按分金額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。</p> <p>過去勤務差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（24年）による按分額を費用処理しております。</p> <p>同左</p>
(5)リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>
(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p> <p>ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準 ソフトウェア製品の販売に関して顧客との間で締結するソフトウェア製品使用許諾契約は、通常、使用許諾後一定期間にわたるポスト・コントラクト・カスタマー・サポート(カスタマー・サポート、製品のアップグレード及びウィルス・パターンファイルのアップグレード等から構成される)条項を含んでおります。</p> <p>ポスト・コントラクト・カスタマー・サポートの対価部分を別途把握し、製品使用許諾時に約定サポート期間に応じて流動負債の「短期繰延収益」勘定及び固定負債の「長期繰延収益」勘定として繰延処理し、当該期間に渡って均等に売上計上する会計処理方法を採用しております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p> <p>ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
6 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。	同左
7 のれんの償却に関する事項	のれんは、20年以内のその効果の発現する期間で均等償却しております。	同左
8 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日または償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
(棚卸資産の評価に関する会計基準) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年 7月 5日 企業会計基準第9号)が平成20年 3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度より同会計基準を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。	
(減価償却方法の変更) 当連結会計年度より、法人税法の改正に伴い、当社の減価償却資産の減価償却方法を改正後の法人税法による方法に変更しております。なお、この変更による影響額は軽微であります。	

追加情報

前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
<p>(売上高の計上方法)</p> <p>製品出荷を伴う売上について、従来は連結決算末日の未着品については翌連結会計年度の売上として計上していましたが、当連結会計年度より連結決算末日の未着品についても当連結会計年度の売上として計上することにいたしました。</p> <p>これは、業務フローの見直しに伴い画一的な出荷処理及び事務処理の簡便化などを目的にしたことでもあります。なお、この変更による影響額は軽微であります。</p>	<p>(減価償却の方法)</p> <p>当社は法人税法改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。なお、この変更による影響は軽微であります。</p>

[次へ](#)

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年12月31日)	当連結会計年度 (平成20年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 6,761百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 6,556百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要項目 広告宣伝費 2,139百万円 販売促進費 5,473百万円 従業員給料 17,770百万円 賞与引当金繰入額 1,066百万円 支払手数料 4,637百万円 減価償却費 2,096百万円 通信費 3,126百万円 旅費交通費 2,378百万円 研究開発費 4,237百万円	1 販売費及び一般管理費の主要項目 広告宣伝費 2,104百万円 販売促進費 7,279百万円 従業員給料 19,105百万円 賞与引当金繰入額 813百万円 支払手数料 5,758百万円 減価償却費 2,879百万円 通信費 2,639百万円 旅費交通費 1,881百万円 研究開発費 6,167百万円
2 研究開発費に係る注記 研究開発費の総額は4,237百万円であり、一般管理費に含まれております。	2 研究開発費に係る注記 研究開発費の総額は6,167百万円であり、一般管理費に含まれております。
3 固定資産除却損の内訳 器具及び備品 35百万円	

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	137,344,504	2,546,500		139,891,004

(変動理由の概要)

普通株式の増加 2,546,500株は、新株予約権の行使によるものであります。

2 自己株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	4,509,612	822,310	504,000	4,827,922

(変動理由の概要)

自己株式の増加 822,310株は、単元未満株式の買取りによる取得3,310株と市場買付による取得 819,000株であります。
 自己株式の減少 504,000株は、新株予約権の権利行使時における自己株式代用数であります。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度 末残高 (百万円)
		前連結会計 年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1,550

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	一株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成19年3月27日 定時株主総会	普通株式	11,158百万円	84円00銭	平成18年12月31日	平成19年3月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	一株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成20年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,992百万円	111円00銭	平成19年12月31日	平成20年3月27日

当連結会計年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	139,891,004	402,000		140,293,004

(変動理由の概要)

普通株式の増加 402,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	4,827,922	2,000,381	105,500	6,722,803

(変動理由の概要)

自己株式の増加 2,000,381株は、単元未満株式の買取りによる取得 1,381株と市場買付による取得 1,999,000株であります。

自己株式の減少 105,500株は、新株予約権の権利行使時における自己株式代用数であります。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度 末残高 (百万円)
		前連結会計 年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	3,745

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	一株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成20年3月26日 定時株主総会	普通株式	14,992百万円	111円00銭	平成19年12月31日	平成20年3月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	一株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成21年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,956百万円	97円00銭	平成20年12月31日	平成21年3月26日

[次へ](#)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)																																
<p>1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">54,091</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td style="text-align: right;">1,724</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">52,367</td> </tr> </table> <p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価格と取得のための支出(純額)との関係は次の通りであります。</p> <p>Trend Micro Mountain View, Inc.(平成19年11月8日現在)(米国時間)</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">41</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,043</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">1,687</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td style="text-align: right;">60</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">132</td> </tr> <tr> <td>Trend Micro Mountain View, Inc. 株式の取得価格</td> <td style="text-align: right;">2,578</td> </tr> <tr> <td>Trend Micro Mountain View, Inc.の 現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">Trend Micro Mountain View, Inc. 取得のための支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,576</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	54,091	預入期間が3ヶ月を超える		定期預金	1,724	現金及び現金同等物	52,367	流動資産	41	固定資産	1,043	のれん	1,687	その他負債	60	繰延税金負債	132	Trend Micro Mountain View, Inc. 株式の取得価格	2,578	Trend Micro Mountain View, Inc.の 現金及び現金同等物	1	Trend Micro Mountain View, Inc. 取得のための支出	2,576	<p>1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">60,861</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期預金</td> <td style="text-align: right;">326</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">60,535</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	60,861	預入期間が3ヶ月を超える		定期預金	326	現金及び現金同等物	60,535
現金及び預金勘定	54,091																																
預入期間が3ヶ月を超える																																	
定期預金	1,724																																
現金及び現金同等物	52,367																																
流動資産	41																																
固定資産	1,043																																
のれん	1,687																																
その他負債	60																																
繰延税金負債	132																																
Trend Micro Mountain View, Inc. 株式の取得価格	2,578																																
Trend Micro Mountain View, Inc.の 現金及び現金同等物	1																																
Trend Micro Mountain View, Inc. 取得のための支出	2,576																																
現金及び預金勘定	60,861																																
預入期間が3ヶ月を超える																																	
定期預金	326																																
現金及び現金同等物	60,535																																

[前へ](#) [次へ](#)

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引に係る注記 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引に係る注記 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">器具及び備品 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: center;">38</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: center;">28</td> </tr> </tbody> </table>		器具及び備品 (百万円)	取得価額相当額	38	減価償却累計額相当額	10	期末残高相当額	28	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">器具及び備品 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: center;">59</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: center;">37</td> </tr> </tbody> </table>		器具及び備品 (百万円)	取得価額相当額	59	減価償却累計額相当額	21	期末残高相当額	37
	器具及び備品 (百万円)																
取得価額相当額	38																
減価償却累計額相当額	10																
期末残高相当額	28																
	器具及び備品 (百万円)																
取得価額相当額	59																
減価償却累計額相当額	21																
期末残高相当額	37																
<p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">8百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">29百万円</td> </tr> </table>	1年内	8百万円	1年超	21百万円	合計	29百万円	<p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">26百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">37百万円</td> </tr> </table>	1年内	11百万円	1年超	26百万円	合計	37百万円				
1年内	8百万円																
1年超	21百万円																
合計	29百万円																
1年内	11百万円																
1年超	26百万円																
合計	37百万円																
<p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	11百万円	減価償却費相当額	10百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">12百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> </table>	支払リース料	12百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	0百万円				
支払リース料	11百万円																
減価償却費相当額	10百万円																
支払利息相当額	0百万円																
支払リース料	12百万円																
減価償却費相当額	11百万円																
支払利息相当額	0百万円																
<p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。 	<p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 																

[前](#) [次](#)

(有価証券関係)

前連結会計年度末(平成19年12月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券			
	(1)国債・地方債等	33,093	33,684	591
	(2)社債	7,131	7,142	11
	(3)その他	-	-	-
	その他	33,453	34,131	678
	小計	73,678	74,958	1,280
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券			
	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	919	917	2
	(3)その他	3,998	2,881	1,116
	その他	6,849	6,593	256
	小計	11,767	10,391	1,375
合計		85,445	85,350	94

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
92,444	2,521	71

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式	0

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券				
(1)国債・地方債等	9,696	23,837	-	-
(2)社債	7,929	132	-	-
(3)その他	-	4,000	-	-
その他	-	-	-	-
合計	17,626	27,969	-	-

当連結会計年度末(平成20年12月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券			
	(1)国債・地方債等	24,008	24,196	187
	(2)社債	2,000	2,003	2
	(3)その他	202	232	29
	その他	-	-	-
	小計	26,212	26,432	220
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券			
	(1)国債・地方債等	1,488	1,290	198
	(2)社債	4,997	4,995	1
	(3)その他	1,443	1,275	168
	その他	30,349	24,961	5,387
	小計	38,278	32,523	5,755
合計		64,490	58,955	5,535

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
54,582	93	730

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式・債券	460

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券				
(1)国債・地方債等	14,193	11,107	-	-
(2)社債	7,005	-	-	-
(3)その他	-	3,758	-	-
その他	-	-	-	-
合計	21,199	14,865	-	-

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (平成19年12月31日)	当連結会計年度 (平成20年12月31日)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用し、また厚生年金基金制度については関東ITソフトウェア厚生年金基金（以下「厚生年金基金」）に加入しております。この厚生年金基金は総合設立方式であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該年金資産総額のうち、加入員数の比率を基準として計算した当社分の年金資産額は、平成19年12月31日現在961百万円であります。 また、連結子会社は確定給付型年金制度または確定拠出年金制度を採用しており、一部の連結子会社は401(K)プランを導入しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用し、また厚生年金基金制度については関東ITソフトウェア厚生年金基金（以下「厚生年金基金」）に加入しております。この厚生年金基金は総合設立方式であります。 また、連結子会社は確定給付型年金制度または確定拠出年金制度を採用しており、一部の連結子会社は401(K)プランを導入しております。 要拠出額を費用として計上している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。 (1) 制度全体の積立状況に関する事項 （平成20年3月31日現在） 年金資産の額 145,958百万円 年金財政計算上の給付債務の額 140,968百万円 差引額 4,989百万円 (2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合 （平成20年3月31日現在） 0.74% (3) 補足説明 上記(1)の差引額の主な要因は、以下のとおりであります。 別途積立金 12,896百万円 剰余金 5,860百万円 資産評価調整額 13,766百万円 差引額 4,989百万円 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等償却であります。</p>
<p>2. 退職給付債務に関する事項 イ. 退職給付債務 1,449百万円 ロ. 年金資産 182百万円 ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ） 1,266百万円 ニ. 未認識過去勤務債務 27百万円 ホ. 未認識数理計算上の差異 140百万円 ヘ. 退職給付引当金（ハ+ニ+ホ） 1,098百万円 （注）退職給付債務の算定にあたり、一部の連結子会社について簡便法を採用しております。</p>	<p>2. 退職給付債務に関する事項 イ. 退職給付債務 1,352百万円 ロ. 年金資産 150百万円 ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ） 1,201百万円 ニ. 未認識過去勤務債務 19百万円 ホ. 未認識数理計算上の差異 30百万円 ヘ. 退職給付引当金（ハ+ニ+ホ） 1,211百万円 （注）退職給付債務の算定にあたり、一部の連結子会社について簡便法を採用しております。</p>
<p>3. 退職給付費用に関する事項 イ. 勤務費用 159百万円 ロ. 利息費用 28百万円 ハ. 期待運用収益 4百万円 ニ. 過去勤務債務の費用処理額 1百万円 ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 1百万円 ヘ. 小計（イ+ロ+ハ+ニ+ホ） 183百万円 ト. 厚生年金基金拠出額 144百万円 チ. 確定拠出型年金への拠出金 207百万円 リ. 退職給付費用（ヘ+ト+チ） 535百万円 （注）簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用はすべて「イ. 勤務費用」に計上しております。</p>	<p>3. 退職給付費用に関する事項 イ. 勤務費用 175百万円 ロ. 利息費用 25百万円 ハ. 期待運用収益 3百万円 ニ. 過去勤務債務の費用処理額 1百万円 ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 61百万円 ヘ. 小計（イ+ロ+ハ+ニ+ホ） 260百万円 ト. 厚生年金基金拠出額 155百万円 チ. 確定拠出型年金への拠出金 495百万円 リ. 退職給付費用（ヘ+ト+チ） 911百万円 （注）簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用はすべて「イ. 勤務費用」に計上しております。</p>
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 イ. 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ. 割引率 1.5 - 2.75 % ハ. 期待運用収益率 2.75 % ニ. 数理計算上の差異の処理年数 1年 - 23年 ホ. 過去勤務債務の額の処理年数 24年</p>	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 イ. 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 ロ. 割引率 1.5 - 2.50 % ハ. 期待運用収益率 2.50 % ニ. 数理計算上の差異の処理年数 1年 - 25年 ホ. 過去勤務債務の額の処理年数 24年 （追加情報） 当連結会計年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その2）」（企業会計基準第14号平成19年5月15日）を適用しております。</p>

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

1. 連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価	162百万円
販売費及び一般管理費	1,199百万円
新株予約権戻入益	5百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第10回	第11回	第12回
決議年月日	平成14年9月12日	平成15年3月26日	平成15年3月26日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、子会社取締役9名(内9名は完全子会社取締役)、当社従業員310名、当社子会社従業員1,035名(内完全子会社従業員543名)	当社取締役5名、子会社取締役9名(内9名は完全子会社取締役)、当社従業員300名、当社子会社従業員975名(内完全子会社従業員544名)	当社取締役3名、子会社取締役10名(内10名は完全子会社取締役)、当社従業員319名、当社子会社従業員1,314名(内完全子会社従業員594名)
株式の種類及び付与数	普通株式 1,999,500株	普通株式 2,500,000株	普通株式 1,500,000株
付与日	平成15年2月12日	平成15年5月28日	平成15年11月14日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成15年2月12日)以降、権利確定日(平成15年11月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年2月12日)以降、権利確定日(平成16年11月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年2月12日)以降、権利確定日(平成17年11月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年2月12日)以降、権利確定日(平成18年11月1日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成15年5月28日)以降、権利確定日(平成16年5月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年5月28日)以降、権利確定日(平成17年5月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年5月28日)以降、権利確定日(平成18年5月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年5月28日)以降、権利確定日(平成19年5月28日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成15年11月14日)以降、権利確定日(平成16年11月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年11月14日)以降、権利確定日(平成17年11月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年11月14日)以降、権利確定日(平成18年11月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年11月14日)以降、権利確定日(平成19年11月14日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成15年2月12日から平成15年11月1日まで 平成15年2月12日から平成16年11月1日まで 平成15年2月12日から平成17年11月1日まで 平成15年2月12日から平成18年11月1日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成15年5月28日から平成16年5月28日まで 平成15年5月28日から平成17年5月28日まで 平成15年5月28日から平成18年5月28日まで 平成15年5月28日から平成19年5月28日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成15年11月14日から平成16年11月14日まで 平成15年11月14日から平成17年11月14日まで 平成15年11月14日から平成18年11月14日まで 平成15年11月14日から平成19年11月14日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

	第13回	第14回	第15回
決議年月日	平成16年3月25日	平成16年3月25日	平成17年3月25日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、子会社取締役8名(内8名は完全子会社取締役)、当社従業員325名、当社子会社従業員1,199名(内完全子会社従業員619名)	当社取締役2名、子会社取締役9名(内9名は完全子会社取締役)、当社従業員194名、当社子会社従業員1,106名(内完全子会社従業員1,067名)	当社取締役2名、子会社取締役6名(内6名は完全子会社取締役)、当社従業員313名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員1,722名(内完全子会社従業員1,668名)
株式の種類及び付与数	普通株式 3,000,000株	普通株式 2,000,000株	普通株式 3,457,500株
付与日	平成16年4月28日	平成16年10月28日	平成17年7月22日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成16年4月28日)以降、権利確定日(平成17年4月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年4月28日)以降、権利確定日(平成18年4月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年4月28日)以降、権利確定日(平成19年4月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年4月28日)以降、権利確定日(平成20年4月28日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成17年10月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成18年10月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成19年10月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成20年10月28日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成18年7月22日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成19年7月22日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成20年7月22日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成21年7月22日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成16年4月28日から平成17年4月28日まで 平成16年4月28日から平成18年4月28日まで 平成16年4月28日から平成19年4月28日まで 平成16年4月28日から平成20年4月28日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成16年10月28日から平成17年10月28日まで 平成16年10月28日から平成18年10月28日まで 平成16年10月28日から平成19年10月28日まで 平成16年10月28日から平成20年10月28日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成17年7月22日から平成18年7月22日まで 平成17年7月22日から平成19年7月22日まで 平成17年7月22日から平成20年7月22日まで 平成17年7月22日から平成21年7月22日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

	第16回	第17回	第18回
決議年月日	平成17年3月25日	平成18年3月28日	平成18年3月28日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名、子会社取締役6名(内6名は完全子会社取締役)、当社従業員201名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員1,403名(内完全子会社従業員1,341名)	子会社取締役15名(内12名は完全子会社取締役)、当社従業員189名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員1,167名(内完全子会社従業員1,128名)	子会社取締役16名(内14名は完全子会社取締役)、当社従業員175名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員981名(内完全子会社従業員945名)
株式の種類及び付与数	普通株式 2,500,000株	普通株式 1,451,000株	普通株式 1,453,000株
付与日	平成17年12月14日	平成18年7月10日	平成18年11月8日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成18年12月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成19年12月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成20年12月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成21年12月14日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成19年7月10日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成20年7月10日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成21年7月10日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成22年7月10日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成19年11月8日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成20年11月8日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成21年11月8日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成22年11月8日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成17年12月14日から平成18年12月14日まで 平成17年12月14日から平成19年12月14日まで 平成17年12月14日から平成20年12月14日まで 平成17年12月14日から平成21年12月14日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成18年7月10日から平成19年7月10日まで 平成18年7月10日から平成20年7月10日まで 平成18年7月10日から平成21年7月10日まで 平成18年7月10日から平成22年7月10日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成18年11月8日から平成19年11月8日まで 平成18年11月8日から平成20年11月8日まで 平成18年11月8日から平成21年11月8日まで 平成18年11月8日から平成22年11月8日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

	第19回	第20回
決議年月日	平成19年3月27日	平成19年3月27日
会社名	提出会社	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、子会社取締役14名(内11名は完全子会社取締役)、当社従業員215名、当社子会社従業員1,135名(内完全子会社従業員1,098名)	当社取締役1名、子会社取締役13名(内10名は完全子会社取締役)、当社従業員141名、当社子会社従業員917名(内完全子会社従業員883名)
株式の種類及び付与数	普通株式 2,070,000株	普通株式 1,100,000株
付与日	平成19年9月14日	平成19年11月26日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成20年9月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成21年9月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成22年9月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成23年9月14日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成20年11月26日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成21年11月26日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成22年11月26日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成23年11月26日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成19年9月14日から平成20年9月14日まで 平成19年9月14日から平成21年9月14日まで 平成19年9月14日から平成22年9月14日まで 平成19年9月14日から平成23年9月14日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成19年11月26日から平成20年11月26日まで 平成19年11月26日から平成21年11月26日まで 平成19年11月26日から平成22年11月26日まで 平成19年11月26日から平成23年11月26日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
権利確定前											
期首(千株)	-	264	98	924	543	1,920	1,405	1,451	1,453	-	-
付与(千株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,070	1,100
失効(千株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定(千株)	-	264	98	528	321	835	647	766	699	-	-
未確定残(千株)	-	-	-	396	222	1,084	758	684	754	2,070	1,100
権利確定後											
期首(千株)	346	594	561	1,573	1,225	1,252	992	-	-	-	-
権利確定(千株)	-	264	98	528	321	835	647	766	699	-	-
権利行使(千株)	328	593	324	403	-	787	354	234	26	-	-
失効(千株)	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残(千株)	-	265	335	1,697	1,546	1,300	1,285	532	673	-	-

単価情報

	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
権利行使価格(円)	2,230	1,955	2,695	4,310	5,090	3,840	3,950	3,995	3,610	4,780	4,240
行使時平均株価(円)	4,371	4,289	4,291	4,701	-	4,664	4,669	4,706	4,266	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-	-	-	-	1,040	961	1,142	993

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1)使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2)使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 36.75～36.96%

平成14年9月19日～平成19年9月18日及び平成14年9月19日～平成19年11月26日の株価実績に基づき算定

予想残存期間 3.32～3.36年

予想残存期間については、十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して算定いたしました。

予想配当 84円/株

平成18年12月期の配当実績による

無リスク利子率 0.87～0.93%

予想残存期間に対応する国債の利回り

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

過年度における退職率に基づき、権利不確定による失効数を見積り算定いたしました。

当連結会計年度（自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日）

1. 連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価	335百万円
販売費及び一般管理費	1,922百万円
新株予約権戻入益	20百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第11回	第12回	第13回
決議年月日	平成15年 3月26日	平成15年 3月26日	平成16年 3月25日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名、子会社取締役 9名(内 9名は完全子会社取締役)、当社従業員300名、当社子会社従業員975名(内完全子会社従業員544名)	当社取締役 3名、子会社取締役 10名(内10名は完全子会社取締役)、当社従業員319名、当社子会社従業員1,314名(内完全子会社従業員594名)	当社取締役 2名、子会社取締役 8名(内 8名は完全子会社取締役)、当社従業員325名、当社子会社従業員1,199名(内完全子会社従業員619名)
株式の種類及び付与数	普通株式 2,500,000株	普通株式 1,500,000株	普通株式 3,000,000株
付与日	平成15年 5月28日	平成15年11月14日	平成16年 4月28日
権利確定条件	付与された権利の 4分の 1 毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成15年 5月28日)以降、権利確定日(平成16年 5月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年 5月28日)以降、権利確定日(平成17年 5月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年 5月28日)以降、権利確定日(平成18年 5月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年 5月28日)以降、権利確定日(平成19年 5月28日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の 4分の 1 毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成15年11月14日)以降、権利確定日(平成16年11月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年11月14日)以降、権利確定日(平成17年11月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年11月14日)以降、権利確定日(平成18年11月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成15年11月14日)以降、権利確定日(平成19年11月14日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の 4分の 1 毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成16年 4月28日)以降、権利確定日(平成17年 4月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年 4月28日)以降、権利確定日(平成18年 4月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年 4月28日)以降、権利確定日(平成19年 4月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年 4月28日)以降、権利確定日(平成20年 4月28日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の 4分の 1 毎に次のとおりとなっている。 平成15年 5月28日から平成16年 5月28日まで 平成15年 5月28日から平成17年 5月28日まで 平成15年 5月28日から平成18年 5月28日まで 平成15年 5月28日から平成19年 5月28日まで	付与された権利の 4分の 1 毎に次のとおりとなっている。 平成15年11月14日から平成16年11月14日まで 平成15年11月14日から平成17年11月14日まで 平成15年11月14日から平成18年11月14日まで 平成15年11月14日から平成19年11月14日まで	付与された権利の 4分の 1 毎に次のとおりとなっている。 平成16年 4月28日から平成17年 4月28日まで 平成16年 4月28日から平成18年 4月28日まで 平成16年 4月28日から平成19年 4月28日まで 平成16年 4月28日から平成20年 4月28日まで
権利行使期間	付与された権利の 4分の 1 毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から 4年間 権利確定日から 3年間 権利確定日から 2年間 権利確定日から 1年間	付与された権利の 4分の 1 毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から 4年間 権利確定日から 3年間 権利確定日から 2年間 権利確定日から 1年間	付与された権利の 4分の 1 毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から 4年間 権利確定日から 3年間 権利確定日から 2年間 権利確定日から 1年間

	第14回	第15回	第16回
決議年月日	平成16年3月25日	平成17年3月25日	平成17年3月25日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、子会社取締役9名(内9名は完全子会社取締役)、当社従業員194名、当社子会社従業員1,106名(内完全子会社従業員1,067名)	当社取締役2名、子会社取締役6名(内6名は完全子会社取締役)、当社従業員313名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員1,722名(内完全子会社従業員1,668名)	当社取締役3名、子会社取締役6名(内6名は完全子会社取締役)、当社従業員201名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員1,403名(内完全子会社従業員1,341名)
株式の種類及び付与数	普通株式 2,000,000株	普通株式 3,457,500株	普通株式 2,500,000株
付与日	平成16年10月28日	平成17年7月22日	平成17年12月14日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成17年10月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成18年10月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成19年10月28日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成16年10月28日)以降、権利確定日(平成20年10月28日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成18年7月22日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成19年7月22日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成20年7月22日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年7月22日)以降、権利確定日(平成21年7月22日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成18年12月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成19年12月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成20年12月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成17年12月14日)以降、権利確定日(平成21年12月14日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成16年10月28日から平成17年10月28日まで 平成16年10月28日から平成18年10月28日まで 平成16年10月28日から平成19年10月28日まで 平成16年10月28日から平成20年10月28日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成17年7月22日から平成18年7月22日まで 平成17年7月22日から平成19年7月22日まで 平成17年7月22日から平成20年7月22日まで 平成17年7月22日から平成21年7月22日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成17年12月14日から平成18年12月14日まで 平成17年12月14日から平成19年12月14日まで 平成17年12月14日から平成20年12月14日まで 平成17年12月14日から平成21年12月14日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

	第17回	第18回	第19回
決議年月日	平成18年3月28日	平成18年3月28日	平成19年8月28日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役15名(内12名は完全子会社取締役)、当社従業員189名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員1,167名(内完全子会社従業員1,128名)	子会社取締役16名(内14名は完全子会社取締役)、当社従業員175名、当社受入出向者1名、当社子会社従業員981名(内完全子会社従業員945名)	当社取締役2名、子会社取締役14名(内11名は完全子会社取締役)、当社従業員215名、当社子会社従業員1,135名(内完全子会社従業員1,098名)
株式の種類及び付与数	普通株式 1,451,000株	普通株式 1,453,000株	普通株式 2,070,000株
付与日	平成18年7月10日	平成18年11月8日	平成19年9月14日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成19年7月10日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成20年7月10日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成21年7月10日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年7月10日)以降、権利確定日(平成22年7月10日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成19年11月8日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成20年11月8日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成21年11月8日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成18年11月8日)以降、権利確定日(平成22年11月8日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成20年9月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成21年9月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成22年9月14日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年9月14日)以降、権利確定日(平成23年9月14日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成18年7月10日から平成19年7月10日まで 平成18年7月10日から平成20年7月10日まで 平成18年7月10日から平成21年7月10日まで 平成18年7月10日から平成22年7月10日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成18年11月8日から平成19年11月8日まで 平成18年11月8日から平成20年11月8日まで 平成18年11月8日から平成21年11月8日まで 平成18年11月8日から平成22年11月8日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成19年9月14日から平成20年9月14日まで 平成19年9月14日から平成21年9月14日まで 平成19年9月14日から平成22年9月14日まで 平成19年9月14日から平成23年9月14日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

	第20回	第21回	第22回
決議年月日	平成19年11月8日	平成20年6月13日	平成20年11月4日
会社名	提出会社	同左	同左
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、子会社取締役13名(内10名は完全子会社取締役)、当社従業員141名、当社子会社従業員917名(内完全子会社従業員883名)	当社取締役3名、当社子会社取締役23名、当社従業員236名、当社子会社従業員1,428名	当社取締役3名、当社子会社取締役23名、当社従業員158名、当社子会社従業員1,036名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,100,000株	普通株式 2,524,500株	普通株式 2,551,000株
付与日	平成19年11月26日	平成20年7月1日	平成20年11月19日
権利確定条件	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成20年11月26日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成21年11月26日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成22年11月26日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成19年11月26日)以降、権利確定日(平成23年11月26日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成20年7月1日)以降、権利確定日(平成21年7月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年7月1日)以降、権利確定日(平成22年7月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年7月1日)以降、権利確定日(平成23年7月1日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年7月1日)以降、権利確定日(平成24年7月1日)まで継続して勤務していること。	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 付与日(平成20年11月19日)以降、権利確定日(平成21年11月19日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年11月19日)以降、権利確定日(平成22年11月19日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年11月19日)以降、権利確定日(平成23年11月19日)まで継続して勤務していること。 付与日(平成20年11月19日)以降、権利確定日(平成24年11月19日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成19年11月26日から平成20年11月26日まで 平成19年11月26日から平成21年11月26日まで 平成19年11月26日から平成22年11月26日まで 平成19年11月26日から平成23年11月26日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成20年7月1日から平成21年7月1日まで 平成20年7月1日から平成22年7月1日まで 平成20年7月1日から平成23年7月1日まで 平成20年7月1日から平成24年7月1日まで	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 平成20年11月19日から平成21年11月19日まで 平成20年11月19日から平成22年11月19日まで 平成20年11月19日から平成23年11月19日まで 平成20年11月19日から平成24年11月19日まで
権利行使期間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間	付与された権利の4分の1毎に次のとおりとなっている。 権利確定日から4年間 権利確定日から3年間 権利確定日から2年間 権利確定日から1年間

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回
権利確定前												
期首 (千株)	-	-	396	222	1,084	758	684	754	2,070	1,100	-	-
付与 (千株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,524	2,551
失効 (千株)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定 (千株)	-	-	396	222	618	431	374	391	909	605	-	-
未確定残 (千株)	-	-	-	-	466	327	310	363	1,161	494	2,524	2,551
権利確定後												
期首 (千株)	265	335	1,697	1,546	1,300	1,285	532	637	-	-	-	-
権利確定 (千株)	-	-	396	222	618	431	374	391	909	605	-	-
権利行使 (千株)	225	183	-	-	34	20	10	34	-	-	-	-
失効 (千株)	40	152	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未行使残 (千株)	-	-	2,093	1,768	1,884	1,696	896	1,030	909	605	-	-

単価情報

	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回
権利行使価格 (円)	1,955	2,695	4,310	5,090	3,840	3,950	3,995	3,610	4,780	4,240	3,500	2,580
行使時平均株価 (円)	3,791	3,852	-	-	4,073	4,094	4,088	4,050	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-	-	-	-	1,142	993	769	599

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1)使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2)使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 37.71～43.05%

平成16年5月28日～平成20年7月1日及び平成16年10月15日～平成20年11月19日の株価実績に基づき算定

予想残存期間 3.36～3.44年

予想残存期間については、十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して算定いたしました。

予想配当 111円/株

平成19年12月期の配当実績による

無リスク利率 0.76～1.01%

予想残存期間に対応する国債の利回り

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

過年度における退職率に基づき、権利不確定による失効数を見積り算定いたしました。

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年12月31日)	当連結会計年度 (平成20年12月31日)																																																																																										
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>(1) 流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>短期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">9,104百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税否認額</td><td style="text-align: right;">685百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金否認額</td><td style="text-align: right;">107百万円</td></tr> <tr><td>返品調整引当金否認額</td><td style="text-align: right;">157百万円</td></tr> <tr><td>未確定債務否認額</td><td style="text-align: right;">846百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">157百万円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,058百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">33百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債(流動)との相殺</td><td style="text-align: right;">290百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,734百万円</td></tr> </table> <p>(2) 固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>長期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">4,111百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産償却超過額</td><td style="text-align: right;">984百万円</td></tr> <tr><td>ストック・オプション費用否認額</td><td style="text-align: right;">964百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">280百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">383百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">411百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,135百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <p>(1) 流動負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">290百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(流動)との相殺</td><td style="text-align: right;">290百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> </table>	短期繰延収益否認額	9,104百万円	未払事業税否認額	685百万円	貸倒引当金否認額	107百万円	返品調整引当金否認額	157百万円	未確定債務否認額	846百万円	その他	157百万円	小計	11,058百万円	評価性引当額	33百万円	繰延税金負債(流動)との相殺	290百万円	計	10,734百万円	長期繰延収益否認額	4,111百万円	無形固定資産償却超過額	984百万円	ストック・オプション費用否認額	964百万円	投資有価証券評価損否認額	280百万円	退職給付引当金繰入超過額	383百万円	その他	411百万円	計	7,135百万円	その他有価証券評価差額金	290百万円	繰延税金資産(流動)との相殺	290百万円	計	-	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <p>(1) 流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>短期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">9,662百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税否認額</td><td style="text-align: right;">275百万円</td></tr> <tr><td>返品調整引当金否認額</td><td style="text-align: right;">265百万円</td></tr> <tr><td>未確定債務否認額</td><td style="text-align: right;">738百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">2,223百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">284百万円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,450百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債(流動)との相殺</td><td style="text-align: right;">60百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,390百万円</td></tr> </table> <p>(2) 固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>長期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">4,976百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産償却超過額</td><td style="text-align: right;">873百万円</td></tr> <tr><td>株式報酬費用否認額</td><td style="text-align: right;">1,364百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">1,450百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">448百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">100百万円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,214百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">189百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債(固定)との相殺</td><td style="text-align: right;">154百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,870百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <p>(1) 流動負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">60百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(流動)との相殺</td><td style="text-align: right;">60百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> </table> <p>(2) 固定負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">154百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(固定)との相殺</td><td style="text-align: right;">154百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td></tr> </table>	短期繰延収益否認額	9,662百万円	未払事業税否認額	275百万円	返品調整引当金否認額	265百万円	未確定債務否認額	738百万円	その他有価証券評価差額金	2,223百万円	その他	284百万円	小計	13,450百万円	繰延税金負債(流動)との相殺	60百万円	計	13,390百万円	長期繰延収益否認額	4,976百万円	無形固定資産償却超過額	873百万円	株式報酬費用否認額	1,364百万円	投資有価証券評価損否認額	1,450百万円	退職給付引当金繰入超過額	448百万円	その他	100百万円	小計	9,214百万円	評価性引当額	189百万円	繰延税金負債(固定)との相殺	154百万円	計	8,870百万円	その他	60百万円	繰延税金資産(流動)との相殺	60百万円	計	-	その他	154百万円	繰延税金資産(固定)との相殺	154百万円	計	-
短期繰延収益否認額	9,104百万円																																																																																										
未払事業税否認額	685百万円																																																																																										
貸倒引当金否認額	107百万円																																																																																										
返品調整引当金否認額	157百万円																																																																																										
未確定債務否認額	846百万円																																																																																										
その他	157百万円																																																																																										
小計	11,058百万円																																																																																										
評価性引当額	33百万円																																																																																										
繰延税金負債(流動)との相殺	290百万円																																																																																										
計	10,734百万円																																																																																										
長期繰延収益否認額	4,111百万円																																																																																										
無形固定資産償却超過額	984百万円																																																																																										
ストック・オプション費用否認額	964百万円																																																																																										
投資有価証券評価損否認額	280百万円																																																																																										
退職給付引当金繰入超過額	383百万円																																																																																										
その他	411百万円																																																																																										
計	7,135百万円																																																																																										
その他有価証券評価差額金	290百万円																																																																																										
繰延税金資産(流動)との相殺	290百万円																																																																																										
計	-																																																																																										
短期繰延収益否認額	9,662百万円																																																																																										
未払事業税否認額	275百万円																																																																																										
返品調整引当金否認額	265百万円																																																																																										
未確定債務否認額	738百万円																																																																																										
その他有価証券評価差額金	2,223百万円																																																																																										
その他	284百万円																																																																																										
小計	13,450百万円																																																																																										
繰延税金負債(流動)との相殺	60百万円																																																																																										
計	13,390百万円																																																																																										
長期繰延収益否認額	4,976百万円																																																																																										
無形固定資産償却超過額	873百万円																																																																																										
株式報酬費用否認額	1,364百万円																																																																																										
投資有価証券評価損否認額	1,450百万円																																																																																										
退職給付引当金繰入超過額	448百万円																																																																																										
その他	100百万円																																																																																										
小計	9,214百万円																																																																																										
評価性引当額	189百万円																																																																																										
繰延税金負債(固定)との相殺	154百万円																																																																																										
計	8,870百万円																																																																																										
その他	60百万円																																																																																										
繰延税金資産(流動)との相殺	60百万円																																																																																										
計	-																																																																																										
その他	154百万円																																																																																										
繰延税金資産(固定)との相殺	154百万円																																																																																										
計	-																																																																																										
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>海外連結子会社との税率差</td><td style="text-align: right;">2.2 "</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.4 "</td></tr> <tr><td>親会社における税額控除</td><td style="text-align: right;">1.3 "</td></tr> <tr><td>連結子会社における税額控除</td><td style="text-align: right;">1.1 "</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.5 "</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">38.0%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		海外連結子会社との税率差	2.2 "	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4 "	親会社における税額控除	1.3 "	連結子会社における税額控除	1.1 "	その他	0.5 "	税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.0%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>海外連結子会社との税率差</td><td style="text-align: right;">2.5 "</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">3.2 "</td></tr> <tr><td>親会社における税額控除</td><td style="text-align: right;">2.7 "</td></tr> <tr><td>連結子会社における税額控除</td><td style="text-align: right;">0.5 "</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.5 "</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37.7%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		海外連結子会社との税率差	2.5 "	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2 "	親会社における税額控除	2.7 "	連結子会社における税額控除	0.5 "	その他	0.5 "	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.7%																																																										
法定実効税率	40.7%																																																																																										
(調整)																																																																																											
海外連結子会社との税率差	2.2 "																																																																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4 "																																																																																										
親会社における税額控除	1.3 "																																																																																										
連結子会社における税額控除	1.1 "																																																																																										
その他	0.5 "																																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.0%																																																																																										
法定実効税率	40.7%																																																																																										
(調整)																																																																																											
海外連結子会社との税率差	2.5 "																																																																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2 "																																																																																										
親会社における税額控除	2.7 "																																																																																										
連結子会社における税額控除	0.5 "																																																																																										
その他	0.5 "																																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.7%																																																																																										

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当社グループはコンピュータウイルス対策製品の開発、販売及び関連サービスを主たる事業としております。前連結会計年度(自平成19年1月1日至平成19年12月31日)、当連結会計年度(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)においては、全セグメントの売上高の合計額及び営業利益の合計額に占める上記事業の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度 (自平成19年1月1日至平成19年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ パシフィック (百万円)	中南米 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	36,531	25,033	24,350	10,708	3,182	-	99,805
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	25,348	8,286	6,599	10,143	365	(50,743)	-
計	61,879	33,319	30,950	20,851	3,548	(50,743)	99,805
営業費用	16,832	32,855	29,633	22,122	3,105	(38,221)	66,329
営業利益または 営業損失()	45,046	463	1,316	1,270	442	(12,522)	33,476
資産	46,240	40,853	51,863	19,124	6,222	36,747	201,052

当連結会計年度 (自平成20年1月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ パシフィック (百万円)	中南米 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	39,102	26,191	23,891	9,596	2,925	-	101,707
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	23,212	11,099	1,087	9,460	-	(44,859)	-
計	62,315	37,291	24,978	19,057	2,925	(44,859)	101,707
営業費用	18,737	33,863	24,962	20,160	2,176	(29,997)	69,903
営業利益または 営業損失()	43,577	3,427	15	1,103	748	(14,862)	31,803
資産	54,341	36,690	25,754	14,626	4,068	43,282	178,766

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

北米 ... 米国
 欧州 ... アイルランド・ドイツ・イタリア・フランス・英国
 アジア・パシフィック... 台湾・韓国・オーストラリア・中国・フィリピン・シンガポール・マレーシ
 ア・タイ・インド
 中南米 ... ブラジル・メキシコ

3 営業費用のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用

	前連結 会計年度 (百万円)	当連結 会計年度 (百万円)	主な内容
消去または全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額	12,478	15,850	グループ全体を横断的に活動し、グループの運営を直接または間接に支援する研究開発部門及びマーケティング部門及び管理部門に係る費用であります。

4 資産のうち、消去または全社の項目に含めた配賦不能資産

	前連結 会計年度 (百万円)	当連結 会計年度 (百万円)	主な内容
消去または全社の項目に含めた配賦不能資産の金額	75,139	55,473	販売目的ソフトウェア、グループ全体で使用するソフトウェア及び有価証券並びに投資有価証券であります。

【海外売上高】

前連結会計年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ パシフィック (百万円)	中南米 (百万円)	合計 (百万円)
海外売上高	25,176	24,341	10,715	3,215	63,449
連結売上高	-	-	-	-	99,805
連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	25.2	24.4	10.7	3.2	63.6

当連結会計年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ パシフィック (百万円)	中南米 (百万円)	合計 (百万円)
海外売上高	26,355	23,914	9,614	2,940	62,824
連結売上高	-	-	-	-	101,707
連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	25.9	23.5	9.5	2.9	61.8

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 海外売上高は、連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

3 日本以外の区分に属する主な国又は地域

北米 ... 米国

欧州 ... アイルランド・ドイツ・イタリア・フランス・英国

アジア・パシフィック ... 台湾・韓国・オーストラリア・中国・フィリピン・シンガポール・マレーシア・タイ・インド

中南米 ... ブラジル・メキシコ

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)

1 . 被取得企業の名称、取得した事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称	Provilla Incorporated (米国)
(2) 取得した事業の内容	データ漏洩防止技術の開発
(3) 企業結合を行った主な理由	企業ユーザ向け多階層型コンテンツセキュリティソリューションの強化を促進させるため
(4) 企業結合日	平成19年11月 8 日 (米国時間)
(5) 企業結合の法的形式	当社の連結子会社であるTrend Micro Inc. (米国) は Toled Acquisition Corp. を100%子会社として設立し、Provilla Incorporatedを存続会社とする同社との合併を行いました。旧Provilla Incorporatedの株主に対し、合併時の対価として全額現金を支払う方法により、Provilla IncorporatedをTrend Micro Inc. (米国) の100%子会社といたしました。
(6) 結合後企業の名称	Trend Micro Mountain View, Inc.
(7) 取得した議決権比率	100%

2 . 連結財務諸表に含まれる被取得事業の業績の期間
 平成19年11月 8 日から 平成19年12月31日まで

3 . 被取得事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	22,938千米ドル
取得に直接要した支出	0千米ドル
取得原価	22,938千米ドル

4 . 発生したのれんの金額、発生の原因、償却の方法及び償却期間

(1) のれん	15,009千米ドル
(2) 発生原因	Provilla Incorporated (米国) の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積もりにより発生したものであります。
(3) 償却方法	定額法
(4) 償却期間	5 年間

5 . 企業結合により受け入れた資産及び負債

資産	現金及び現金同等物	17千米ドル
	有形固定資産	73千米ドル
	無形固定資産	24,179千米ドル
	その他の資産	388千米ドル
	資産計	24,659千米ドル
負債	繰延税金負債	1,181千米ドル
	その他負債	538千米ドル
	負債計	1,720千米ドル
差引		22,938千米ドル

6 . 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

当該被取得企業の損益情報が、取得企業の連結損益計算書に及ぼす影響額は軽微であります。

7 . 取得原価のうち無形固定資産に配分された金額及び種類別の償却期間

無形固定資産 (ノウハウ)	8,900千米ドル
償却期間	3.5年 ~ 9 年

当連結会計年度（自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり純資産額	808.24 円	711.96 円
1株当たり当期純利益	176.95 円	143.88 円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	175.88 円	143.05 円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	23,561	19,247
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	23,561	19,247
普通株式の期中平均株式数(株)	133,150,302	133,772,262
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	811,168	775,805
(うち新株予約権(株))	(811,168)	(775,805)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>平成16年3月25日の定時株主総会において承認され、同年4月28日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,093,500株</p> <p>平成16年3月25日の定時株主総会において承認され、同年10月28日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,768,500株</p> <p>平成18年3月28日の定時株主総会において承認され、同年7月10日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,216,500株</p> <p>平成19年3月27日の定時株主総会において承認され、同年9月14日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,070,000株</p> <p>平成19年3月27日の定時株主総会において承認され、同年11月26日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,100,000株</p>	<p>平成16年3月25日の定時株主総会において承認され、同年4月28日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,093,500株</p> <p>平成16年3月25日の定時株主総会において承認され、同年10月28日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,768,500株</p> <p>平成17年3月25日の定時株主総会において承認され、同年7月22日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,350,500株</p> <p>平成17年3月25日の定時株主総会において承認され、同年12月14日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,023,000株</p> <p>平成18年3月28日の定時株主総会において承認され、同年7月10日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,206,500株</p> <p>平成19年8月28日の取締役会において決議され、同年9月14日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく2,070,000株</p> <p>平成19年11月8日の取締役会において決議され、同年11月26日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく1,100,000株</p>

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>平成20年2月19日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>1. 取得理由 経営環境の変化に対応して、機動的な資本政策を遂行するためであります。</p> <p>2. 取得内容 取得する株式の種類 当社普通株式 取得する株式の総数 2,000,000株を上限とする (発行済株式総数に対する割合 1.48%) 株式の取得価額の総額 7,000百万円を上限とする 株式の取得期間 平成20年2月20日から平成20年3月31日まで 買付方法 東京証券取引所における市場買付</p> <p>3. 市場買付の結果 自己株式1,999,000株(買付総額6,994百万円)の取得を平成20年3月19日に終了いたしました。</p>	

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金	1		9,589		19,388
2 売掛金			19,767		11,494
3 有価証券			50,363		40,301
4 製品			132		120
5 原材料			11		9
6 貯蔵品			23		18
7 関係会社短期貸付金			27		
8 前払費用			83		98
9 未収入金			437		433
10 繰延税金資産			9,338		12,238
11 その他			932		118
貸倒引当金				32	
流動資産合計		90,706	73.7	84,190	76.8
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物		507		519	
減価償却累計額		251	256	289	229
(2) 器具及び備品		786		916	
減価償却累計額		540	246	657	258
有形固定資産合計			502	488	0.4
2 無形固定資産					
(1) ソフトウェア			2,099	1,544	
(2) ソフトウェア仮勘定			299	842	
(3) その他			265	320	
無形固定資産合計			2,665	2,707	2.5
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			22,273	12,892	
(2) 関係会社株式			2,152	2,175	
(3) 関係会社出資金			5	7	
(4) 敷金・保証金			348	594	
(5) 会員権			4	4	
(6) 繰延税金資産			4,769	6,641	
(7) その他			15		
貸倒引当金			15		
投資損失引当金			299	42	
投資その他の資産合計			29,254	22,272	20.3
固定資産合計			32,422	25,468	23.2
資産合計			123,129	109,659	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1 買掛金		90		115	
2 未払金	1	10,565		7,828	
3 未払費用		167		198	
4 未払法人税等		8,408		2,558	
5 未払消費税等		429		323	
6 前受金		88		10	
7 預り金		61		63	
8 賞与引当金		56		120	
9 返品調整引当金		357		516	
10 短期繰延収益		20,548		22,145	
11 その他		52		71	
流動負債合計		40,826	33.2	33,952	31.0
固定負債					
1 長期繰延収益		6,238		9,378	
2 退職給付引当金		781		939	
3 役員退職慰労引当金		8		10	
固定負債合計		7,029	5.7	10,328	9.4
負債合計		47,855	38.9	44,280	40.4

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金			17,838	14.5	18,386	16.8
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金		20,561		21,108		
資本剰余金合計			20,561	16.7	21,108	19.2
3 利益剰余金						
(1) 利益準備金		20		20		
(2) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		50,571		47,243		
利益剰余金合計			50,591	41.1	47,263	43.1
4 自己株式			15,140	12.3	21,798	19.9
株主資本合計			73,850	60.0	64,960	59.2
評価・換算差額等						
1 その他有価証券 評価差額金			127		3,326	
評価・換算差額等合計			127	0.1	3,326	3.0
新株予約権			1,550	1.2	3,745	3.4
純資産合計			75,273	61.1	65,378	59.6
負債・純資産合計			123,129	100.0	109,659	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)			当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高							
1 製品売上高		36,355			38,876		
2 ロイヤリティ収入	1	25,376	61,731	100.0	23,438	62,315	100.0
売上原価	1		10,626	17.2		10,084	16.2
売上総利益			51,105	82.8		52,230	83.8
販売費及び一般管理費	1, 2, 3		23,655	38.3		28,405	45.6
営業利益			27,450	44.5		23,825	38.2
営業外収益							
1 受取利息		50			65		
2 有価証券利息		494			551		
3 受取配当金		50			45		
4 有価証券売却益		2,521			93		
5 グローバルシステム収益		147			65		
6 投資事業組合等収益					198		
7 その他		14	3,278	5.3	19	1,039	1.7
営業外費用							
1 有価証券売却損		71			730		
2 為替差損		282			1,411		
3 グローバルシステム費用		260			203		
4 その他		60	675	1.1	153	2,499	4.0
経常利益			30,052	48.7		22,364	35.9

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		当事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益					
1 訴訟和解金				358	
2 貸倒引当金戻入益		33			
3 投資損失引当金戻入益		8		289	
4 新株予約権戻入益		5	47	20	668
特別損失					
1 固定資産除却損	4	31			
2 投資損失引当金繰入額		247		32	
3 投資有価証券評価損		114		2,892	
4 貸倒損失	1	69			
5 訴訟費用			463	248	3,173
税引前当期純利益			29,637		19,859
法人税、住民税及び事業税		15,154		10,689	
法人税等調整額		3,096	12,058	2,577	8,112
当期純利益			17,579		11,747

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成19年1月1日 至平成19年12月31日)		当事業年度 (自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費		1,612	10.3	1,880	10.8
経費	1	13,975	89.7	15,570	89.2
当期総製造費用		15,587	100.0	17,451	100.0
期首製品たな卸高		94		132	
当期製品仕入高		1,014		784	
合計		16,696		18,368	
他勘定振替高	2	5,937		8,162	
期末製品たな卸高		132		120	
当期売上原価		10,626		10,084	

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)																				
<p>1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">外注加工費</td> <td style="text-align: right;">9,305百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1,597百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">2,438百万円</td> </tr> </table>	外注加工費	9,305百万円	減価償却費	1,597百万円	支払手数料	2,438百万円	<p>1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">外注加工費</td> <td style="text-align: right;">11,201百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1,638百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">2,119百万円</td> </tr> </table>	外注加工費	11,201百万円	減価償却費	1,638百万円	支払手数料	2,119百万円								
外注加工費	9,305百万円																				
減価償却費	1,597百万円																				
支払手数料	2,438百万円																				
外注加工費	11,201百万円																				
減価償却費	1,638百万円																				
支払手数料	2,119百万円																				
<p>2 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">他勘定振替高</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">4,376百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア仮勘定</td> <td style="text-align: right;">1,538百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,937百万円</td> </tr> </table>	他勘定振替高		研究開発費	4,376百万円	ソフトウェア仮勘定	1,538百万円	その他	22百万円	計	5,937百万円	<p>2 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">他勘定振替高</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">6,351百万円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア仮勘定</td> <td style="text-align: right;">1,808百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,162百万円</td> </tr> </table>	他勘定振替高		研究開発費	6,351百万円	ソフトウェア仮勘定	1,808百万円	その他	2百万円	計	8,162百万円
他勘定振替高																					
研究開発費	4,376百万円																				
ソフトウェア仮勘定	1,538百万円																				
その他	22百万円																				
計	5,937百万円																				
他勘定振替高																					
研究開発費	6,351百万円																				
ソフトウェア仮勘定	1,808百万円																				
その他	2百万円																				
計	8,162百万円																				
<p>3 原価計算の方法 当社の原価計算は、個別法による原価法を採用しております。</p>	<p>3 原価計算の方法 同左</p>																				

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等	新株予約権
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
平成18年12月31日残高	13,479	16,202	20	44,216	14,166	59,752	1,061	425
事業年度中の変動額								
新株の発行	4,239	4,238				8,477		
新株予約権からの振替	120	120				240		
剰余金の配当				11,158		11,158		
当期純利益				17,579		17,579		
自己株式の処分				67	1,572	1,505		
自己株式の取得					2,546	2,546		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							1,189	1,125
事業年度中の変動額合計	4,359	4,358		6,354	974	14,098	1,189	1,125
平成19年12月31日残高	17,838	20,561	20	50,571	15,140	73,850	127	1,550

当事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						評価・換算差額等	新株予約権
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
平成19年12月31日残高	17,838	20,561	20	50,571	15,140	73,850	127	1,550
事業年度中の変動額								
新株の発行	527	527				1,055		
新株予約権からの振替	20	20				40		
剰余金の配当				14,992		14,992		
当期純利益				11,747		11,747		
自己株式の処分				83	341	258		
自己株式の取得					6,999	6,999		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							3,198	2,194
事業年度中の変動額合計	547	547	-	3,328	6,658	8,890	3,198	2,194
平成20年12月31日残高	18,386	21,108	20	47,243	21,798	64,960	3,326	3,745

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価 法(評価差額は、全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平 均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそ れに類する組合への出資(金融商品 取引法第2条第2項により有価証券 とみなされるもの)については、組 合契約に規定される決算報告日に 応じて入手可能な最近の決算書を基礎 とし、持分相当額を純額で取り込む 方法によっております。
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	製品・原材料・貯蔵品 移動平均法による原価法 なお、収益性が低下した、たな卸資産 については帳簿価額を切り下げてお ります。	製品・原材料・貯蔵品 同左
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年 4月 1日以降に取 得した建物(建物附属設備は除く) については定額法によっておりま す。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 3年～28年 器具及び備品 2年～10年 (2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 見込有効期間(12ヶ月)に基づく定 額法 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間(主 に5年)に基づく定額法 その他の無形固定資産 見込み有効期間に基づく定額法	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 同左 自社利用のソフトウェア 同左 その他の無形固定資産 同左

項目	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 投資損失引当金 子会社等への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財務状態及び回収可能性を勘案し、損失見込み額を繰入計上しています。</p> <p>(3) 返品調整引当金 期末日後予想される返品による損失に備えるため、過去の返品率に基づき計上しております。</p> <p>(4) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括して費用処理をすることとしております。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 投資損失引当金 同左</p> <p>(3) 返品調整引当金 同左</p> <p>(4) 賞与引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円価に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6 収益及び費用の計上基準	<p>ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準</p> <p>当社が、ソフトウェア製品の販売に関して顧客との間で締結するソフトウェア製品使用許諾契約は、通常、使用許諾後一定期間にわたるポスト・コントラクト・カスタマー・サポート（カスタマー・サポート、製品のアップグレード及びウィルス・パターンファイルのアップグレード等から構成される）条項を含んでおります。</p> <p>当社は、ポスト・コントラクト・カスタマー・サポートの対価部分を別途把握し、製品使用許諾時に約定サポート期間に応じて流動負債の「短期繰延収益」勘定及び固定負債の「長期繰延収益」勘定として繰延処理し、当該期間にわたって均等に売上計上する会計処理方法を採用しております。</p>	<p>ポストコントラクト・カスタマー・サポートに係る売上計上基準</p> <p>同左</p>
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理について同左

(会計処理の変更)

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当事業年度より当該会計基準を適用しております。なお、この変更による損益に与える影響はありません。</p> <p>(減価償却方法の変更) 当事業年度より、法人税法の改正に伴い減価償却資産の減価償却方法を改正後の法人税法による方法に変更しております。なお、この変更による影響額は軽微であります。</p>	

(表示方法の変更)

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
(損益計算書)	
<p>売上原価の内訳科目を「売上原価明細書」に集約いたしました。</p>	
(売上原価明細書)	
<p>内部統制の観点から決算プロセスの明確化、決算作業の早期化を目的とした経理処理の簡便化など経理処理業務の見直しを行い、損益計算書の売上原価の内訳科目を一部変更及び集約し、従来の「製造原価明細書」を当事業年度より「売上原価明細書」といたしました。当事業年度の区分に従った前事業年度の「売上原価明細書」は以下の通りであります。</p>	
区分	金額(百万円)
労務費	1,212百万円
経費 (注1)	13,243百万円
当期総製造費用	14,456百万円
期首製品たな卸高	83百万円
当期製品仕入高	909百万円
合計	15,449百万円
他勘定振替高 (注2)	5,719百万円
期末製品たな卸高	94百万円
当期売上原価	9,635百万円
(注1) 経費の主な内訳	
外注加工費	7,422百万円
減価償却費	1,635百万円
支払手数料	2,525百万円
(注2) 他勘定振替の内訳	
研究開発費	4,251百万円
ソフトウェア仮勘	1,456百万円
その他	10百万円

(追加情報)

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
<p>(売上の計上基準について) 製品出荷を伴う売上について、従来は決算末日の未着品については翌事業年度の売上として計上していましたが、当事業年度より決算末日の未着品についても当事業年度の売上として計上することにいたしました。 これは業務フローの見直しに伴い画一的な出荷処理及び事務処理の簡便化などを目的としたことであります。 なお、この変更による影響は軽微であります。</p>	<p>(減価償却の方法) 法人税法の改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年12月31日)	当事業年度 (平成20年12月31日)								
<p>1 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>(1) 債権</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売掛金</td> <td style="text-align: right;">10,929百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">7,959百万円</td> </tr> </table>	売掛金	10,929百万円	未払金	7,959百万円	<p>1 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>(1) 債権</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売掛金</td> <td style="text-align: right;">3,125百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">5,187百万円</td> </tr> </table>	売掛金	3,125百万円	未払金	5,187百万円
売掛金	10,929百万円								
未払金	7,959百万円								
売掛金	3,125百万円								
未払金	5,187百万円								

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)																												
<p>1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ロイヤリティ収入</td> <td style="text-align: right;">25,215百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究開発費</td> <td style="text-align: right;">3,726百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフト保守費</td> <td style="text-align: right;">2,660百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒損失</td> <td style="text-align: right;">69百万円</td> </tr> </table>	ロイヤリティ収入	25,215百万円	研究開発費	3,726百万円	ソフト保守費	2,660百万円	貸倒損失	69百万円	<p>1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する主なものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ロイヤリティ収入</td> <td style="text-align: right;">23,212百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究開発費</td> <td style="text-align: right;">5,902百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフト保守費</td> <td style="text-align: right;">2,122百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売促進費及び広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">2,935百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料・業務委託料</td> <td style="text-align: right;">5,269百万円</td> </tr> </table>	ロイヤリティ収入	23,212百万円	研究開発費	5,902百万円	ソフト保守費	2,122百万円	販売促進費及び広告宣伝費	2,935百万円	支払手数料・業務委託料	5,269百万円										
ロイヤリティ収入	25,215百万円																												
研究開発費	3,726百万円																												
ソフト保守費	2,660百万円																												
貸倒損失	69百万円																												
ロイヤリティ収入	23,212百万円																												
研究開発費	5,902百万円																												
ソフト保守費	2,122百万円																												
販売促進費及び広告宣伝費	2,935百万円																												
支払手数料・業務委託料	5,269百万円																												
<p>2 販売費及び一般管理費の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売促進費及び広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">4,010百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員給料・賞与</td> <td style="text-align: right;">3,974百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">200百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">113百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料</td> <td style="text-align: right;">7,498百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">通信費</td> <td style="text-align: right;">1,176百万円</td> </tr> </table>	販売促進費及び広告宣伝費	4,010百万円	従業員給料・賞与	3,974百万円	退職給付費用	200百万円	減価償却費	113百万円	支払手数料	7,498百万円	通信費	1,176百万円	<p>2 販売費及び一般管理費の主要項目</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売促進費及び広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">5,853百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員給料・賞与</td> <td style="text-align: right;">3,120百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">株式報酬費用</td> <td style="text-align: right;">1,922百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">262百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">141百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手数料・業務委託料</td> <td style="text-align: right;">7,412百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">通信費</td> <td style="text-align: right;">1,403百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究開発費</td> <td style="text-align: right;">6,351百万円</td> </tr> </table> <p>(追加情報) ストックオプションに係る子会社の取締役及び従業員に対する株式報酬費用は、従来「従業員給料・賞与」に含めて記載しておりましたが、当期より「株式報酬費用」として別掲することにしました。 なお、前事業年度の「従業員給与・賞与」に含まれる「株式報酬費用」は1,199百万円であります。</p>	販売促進費及び広告宣伝費	5,853百万円	従業員給料・賞与	3,120百万円	株式報酬費用	1,922百万円	退職給付費用	262百万円	減価償却費	141百万円	支払手数料・業務委託料	7,412百万円	通信費	1,403百万円	研究開発費	6,351百万円
販売促進費及び広告宣伝費	4,010百万円																												
従業員給料・賞与	3,974百万円																												
退職給付費用	200百万円																												
減価償却費	113百万円																												
支払手数料	7,498百万円																												
通信費	1,176百万円																												
販売促進費及び広告宣伝費	5,853百万円																												
従業員給料・賞与	3,120百万円																												
株式報酬費用	1,922百万円																												
退職給付費用	262百万円																												
減価償却費	141百万円																												
支払手数料・業務委託料	7,412百万円																												
通信費	1,403百万円																												
研究開発費	6,351百万円																												
<p>3 研究開発費に係わる注記 研究開発費の総額は4,376百万円であり、一般管理費に含まれています。</p>	<p>3 研究開発費に係わる注記 研究開発費の総額は6,351百万円であり、一般管理費に含まれています。</p>																												
<p>4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> </table>	器具及び備品	31百万円																											
器具及び備品	31百万円																												

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当事業年度中の増加	当事業年度中の減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,509,612	822,310	504,000	4,827,922

(変動事由の概要) 普通株式の自己株式の増加822,310株は、単元未満株の買取りによる取得3,310株と市場買付による取得819,000株であります。また、減少504,000株は新株予約権の行使時における自己株式代用数であります。

当事業年度(自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	当事業年度中の増加	当事業年度中の減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,827,922	2,000,381	105,500	6,722,803

(変動事由の概要) 普通株式の自己株式の増加2,000,381株は、単元未満株の買取りによる取得1,381株と市場買付による取得1,999,000株であります。また、減少105,500株は新株予約権の行使時における自己株式代用数であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引に係る注記 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引に係る注記 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">器具及び備品 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: center;">38</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額 相当額</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>期末 残高相当額</td> <td style="text-align: center;">28</td> </tr> </tbody> </table>		器具及び備品 (百万円)	取得価額相当額	38	減価償却累計額 相当額	10	期末 残高相当額	28	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">器具及び備品 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: center;">59</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額 相当額</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>期末 残高相当額</td> <td style="text-align: center;">37</td> </tr> </tbody> </table>		器具及び備品 (百万円)	取得価額相当額	59	減価償却累計額 相当額	21	期末 残高相当額	37
	器具及び備品 (百万円)																
取得価額相当額	38																
減価償却累計額 相当額	10																
期末 残高相当額	28																
	器具及び備品 (百万円)																
取得価額相当額	59																
減価償却累計額 相当額	21																
期末 残高相当額	37																
未経過リース料期末残高相当額 1年内 8百万円 1年超 21百万円 合計 29百万円	未経過リース料期末残高相当額 1年内 11百万円 1年超 26百万円 合計 37百万円																
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 11百万円 減価償却費相当額 10百万円 支払利息相当額 0百万円	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 12百万円 減価償却費相当額 11百万円 支払利息相当額 0百万円																
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 同左																

(有価証券関係)

前事業年度(平成19年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当事業年度(平成20年12月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年12月31日)	当事業年度 (平成20年12月31日)																																																																
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <p>(1) 流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>短期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">8,361百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税否認額</td><td style="text-align: right;">685百万円</td></tr> <tr><td>返品調整引当金否認額</td><td style="text-align: right;">145百万円</td></tr> <tr><td>未確定債務否認額</td><td style="text-align: right;">413百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">23百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債(流動)との相殺</td><td style="text-align: right;">290百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,338百万円</td></tr> </table> <p>(2) 固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>長期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">2,538百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産償却超過額</td><td style="text-align: right;">1,035百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">280百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">317百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">596百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,769百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <p>流動負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>其他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">290百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(流動)との相殺</td><td style="text-align: right;">290百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;"></td></tr> </table>	短期繰延収益否認額	8,361百万円	未払事業税否認額	685百万円	返品調整引当金否認額	145百万円	未確定債務否認額	413百万円	その他	23百万円	繰延税金負債(流動)との相殺	290百万円	計	9,338百万円	長期繰延収益否認額	2,538百万円	無形固定資産償却超過額	1,035百万円	投資有価証券評価損否認額	280百万円	退職給付引当金繰入超過額	317百万円	その他	596百万円	計	4,769百万円	其他有価証券評価差額金	290百万円	繰延税金資産(流動)との相殺	290百万円	計		<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <p>(1) 流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>短期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">9,010百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税否認額</td><td style="text-align: right;">275百万円</td></tr> <tr><td>返品調整引当金否認額</td><td style="text-align: right;">210百万円</td></tr> <tr><td>未確定債務否認額</td><td style="text-align: right;">485百万円</td></tr> <tr><td>其他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">2,223百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">33百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,238百万円</td></tr> </table> <p>(2) 固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>長期繰延収益否認額</td><td style="text-align: right;">3,816百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産償却超過額</td><td style="text-align: right;">873百万円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認額</td><td style="text-align: right;">1,450百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">382百万円</td></tr> <tr><td>其他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">59百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">248百万円</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,830百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">189百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,641百万円</td></tr> </table>	短期繰延収益否認額	9,010百万円	未払事業税否認額	275百万円	返品調整引当金否認額	210百万円	未確定債務否認額	485百万円	其他有価証券評価差額金	2,223百万円	その他	33百万円	計	12,238百万円	長期繰延収益否認額	3,816百万円	無形固定資産償却超過額	873百万円	投資有価証券評価損否認額	1,450百万円	退職給付引当金繰入超過額	382百万円	其他有価証券評価差額金	59百万円	その他	248百万円	小計	6,830百万円	評価性引当額	189百万円	計	6,641百万円
短期繰延収益否認額	8,361百万円																																																																
未払事業税否認額	685百万円																																																																
返品調整引当金否認額	145百万円																																																																
未確定債務否認額	413百万円																																																																
その他	23百万円																																																																
繰延税金負債(流動)との相殺	290百万円																																																																
計	9,338百万円																																																																
長期繰延収益否認額	2,538百万円																																																																
無形固定資産償却超過額	1,035百万円																																																																
投資有価証券評価損否認額	280百万円																																																																
退職給付引当金繰入超過額	317百万円																																																																
その他	596百万円																																																																
計	4,769百万円																																																																
其他有価証券評価差額金	290百万円																																																																
繰延税金資産(流動)との相殺	290百万円																																																																
計																																																																	
短期繰延収益否認額	9,010百万円																																																																
未払事業税否認額	275百万円																																																																
返品調整引当金否認額	210百万円																																																																
未確定債務否認額	485百万円																																																																
其他有価証券評価差額金	2,223百万円																																																																
その他	33百万円																																																																
計	12,238百万円																																																																
長期繰延収益否認額	3,816百万円																																																																
無形固定資産償却超過額	873百万円																																																																
投資有価証券評価損否認額	1,450百万円																																																																
退職給付引当金繰入超過額	382百万円																																																																
其他有価証券評価差額金	59百万円																																																																
その他	248百万円																																																																
小計	6,830百万円																																																																
評価性引当額	189百万円																																																																
計	6,641百万円																																																																
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。</p>																																																																

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり純資産額	545円 84銭	461円 43銭
1株当たり当期純利益	132円 03銭	87円 82銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	131円 23銭	87円 31銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	17,579	11,747
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	17,579	11,747
普通株式の期中平均株式数(株)	133,150,302	133,772,262
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	811,168	775,805
(うち新株予約権)	(811,168)	(775,805)

<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要</p>	<p>平成16年3月25日の定時株主総会において承認され、同年4月28日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,093,500株</p> <p>平成16年3月25日の定時株主総会において承認され、同年10月28日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,768,500株</p> <p>平成18年3月28日の定時株主総会において承認され、同年7月10日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,216,500株</p> <p>平成19年3月27日の定時株主総会において承認され、同年9月14日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,070,000株</p> <p>平成19年3月27日の定時株主総会において承認され、同年11月26日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,100,000株</p>	<p>平成16年3月25日の定時株主総会において承認され、同年4月28日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,093,500株</p> <p>平成16年3月25日の定時株主総会において承認され、同年10月28日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,768,500株</p> <p>平成17年3月25日の定時株主総会において承認され、同年7月22日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,350,500株</p> <p>平成17年3月25日の定時株主総会において承認され、同年12月14日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく2,023,000株</p> <p>平成18年3月28日の定時株主総会において承認され、同年7月10日に発行された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定による新株予約権に基づく1,206,500株</p> <p>平成19年8月28日の取締役会において決議され、同年9月14日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく2,070,000株</p> <p>平成19年11月8日の取締役会において決議され、同年11月26日に発行された会社法第238条及び第240条の規定による新株予約権に基づく1,100,000株</p>
--	--	---

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
<p>平成20年 2月19日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>1. 取得理由 経営環境の変化に対応して、機動的な資本政策を遂行するためであります。</p> <p>2. 取得内容 取得する株式の種類 当社普通株式 取得する株式の総数 2,000,000株を上限とする (発行済株式総数に対する割合 1.48%) 株式の取得価額の総額 7,000百万円を上限とする 株式の取得期間 平成20年2月20日から平成20年3月31日まで 買付方法 東京証券取引所における市場買付</p> <p>3. 市場買付の結果 自己株式1,999,000株(買付総額6,994百万円)の取得を平成20年 3月19日に終了いたしました。</p>	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	Information Security One Limited	4,000,000	0
		アイ・エス・ジェイ(株)	150	0
計				0

【債券】

銘柄		券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)	
有価証券	その他 有価証券	Eur Freddie Mac	640	642
		野村証券 短期社債	5,000	4,995
		第254回 利付国債(2年)	2,500	2,502
		第257回 利付国債(2年)	2,500	2,507
		第260回 利付国債(2年)	2,500	2,509
		第42回 利付国債(5年)	2,500	2,506
		小計	15,640	15,664
投資 有価証券	その他 有価証券	Eur Freddie Mac	512	534
		第44回 利付国債(5年)	2,500	2,510
		第47回 利付国債(5年)	2,500	2,505
		第51回 利付国債(5年)	2,500	2,527
		第52回 利付国債(5年)	2,500	2,521
		SONATA	1,000	389
		SIGNUMLIMITED 2008-14	1,000	831
		Momentum Limited CM01	1,000	54
		BERYL FINANCE	1,000	460
		SEA CDO Limited	758	232
		小計	15,270	12,567
計		30,911	28,231	

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等(口)	貸借対照表計上額(百万円)	
有価証券	その他 有価証券	外国投資信託受益証券 (MLIIF Euro Reserve)	1,866,692	17,376
		外国投資信託受益証券 (ML PREMIER INST-L Fund)	24,888,437	2,258
		投資信託受益証券 (JPモルガン円建CLF)	5,001,555,439	5,001
		小計		24,636
投資有価 証券	その他 有価証券	投資事業有限責任組合出資金 (ソフトバンク・インターネットファンド)	10	324
計			24,961	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末 減 価償却 累計 額 又は償却 累 計額 (百万 円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百 万円)
有形固定資産							
建物	507	14	2	519	289	39	229
器具及び備品	786	161	32	916	657	147	258
有形固定資産計	1,294	175	34	1,435	947	187	488
無形固定資産							
ソフトウェア	3,409	1,309	1,729	2,988	1,443	1,864	1,544
ソフトウェア仮勘定	299	1,808	1,265	842			842
その他	633	239		873	552	184	320
無形固定資産計	4,342	3,357	2,995	4,704	1,996	2,048	2,707

(注) 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

市場販売目的のソフトウェア1,227百万円

当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

市場販売目的のソフトウェア1,684百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	15	32	12	3	32
返品調整引当金	357	516		357	516
投資損失引当金	299	32		289	42
役員退職慰労引当金	8	1			10
賞与引当金	56	120	56		120

- (注)1.貸倒引当金の当期減少額(その他)は売掛金の回収によるものです。
 2.返品調整引当金の当期減少額(その他)は洗替えによるものです。
 3.投資損失引当金の当期減少額(その他)は投資先の財政状態の改善に伴う取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金の種類	
普通預金	14,330
外貨預金	4,422
別段預金	635
預金計	19,387
合計	19,388

ロ 売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ソフトバンクBB(株)	3,288
ソフトバンクテクノロジー(株)	1,457
Trend Micro Inc. (米国)	666
ダイワボウ情報システム(株)	559
Trend Micro Deutschland ドイツ	539
その他	4,982
合計	11,494

(ロ)売掛金滞留状況

期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率 $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
19,767	74,087	82,360	11,494	87.8%	77.2日

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

八 製品

品目	金額(百万円)
PCクライアント製品	32
LANサーバ製品	5
インターネットサーバ製品	0
アプライアンス製品	82
統合製品	0
その他製品	0
合計	120

二 原材料

品目	金額(百万円)
PCクライアント製品	0
LANサーバ製品	0
インターネットサーバ製品	0
アプライアンス製品	8
統合製品	0
その他製品	0
合計	9

ホ 貯蔵品

品目	金額(百万円)
販売促進ツール	17
その他	1
合計	18

へ 繰延税金資産

繰延税金資産（流動資産12,238百万円，固定資産6,641百万円）の内訳は「2 財務諸表等（1）財務諸表
 注記事項（税効果会計）に記載しております。

負債の部

イ 買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)音研	59
ネットスター(株)	37
(株)クラウンパッケージ	8
Trend Micro Incorporated (台湾)	6
岩倉印刷紙業(株)	1
その他	1
合計	115

ロ 未払金

相手先	金額(百万円)
Trend Micro Inc. (米国)	2,946
Trend Micro Incorporated (台湾)	1,506
ソフトバンクBB(株)	422
Trend Micro (EMEA) Limited (アイルランド)	263
CSKコミュニケーションズ(株)	237
その他	2,451
合計	7,828

八 短期繰延収益

区分	金額(百万円)
PCクライアント製品	12,269
統合製品	5,095
インターネットサーバ製品	1,913
LANサーバ製品	1,804
アプライアンス製品	164
その他製品	896
合計	22,145

二 長期繰延収益

区分	金額(百万円)
PCクライアント製品	7,353
統合製品	1,135
インターネットサーバ製品	445
LANサーバ製品	349
アプライアンス製品	35
その他製品	58
合計	9,378

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類(注1)	500株券, 5,000株券
剰余金の配当の基準日	12月31日, 6月30日
1単元の株式数	500株
株式の名義書換え(注1)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店および野村證券株式会社全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り(注2)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所(注1)	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店および野村證券株式会社全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は、当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 http://www.trendmicro.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、平成20年11月4日開催の取締役会決議により平成21年1月5日を効力発生日とする株式取扱規則の改正を行い、該当事項はなくなっております。

(注)2 当社定款により、単元未満株式についての権利を以下のように定めております。

当会社の株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1)	自己株券買付 状況報告書	報告期間	自 平成20年 2月 1日 至 平成20年 2月29日	平成20年3月13日 関東財務局長に提出。
(2)	半期報告書の 訂正報告書	事業年度 (第19期)	自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日	平成20年3月26日 関東財務局長に提出。
(3)	有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第19期)	自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日	平成20年3月28日 関東財務局長に提出。
(4)	自己株券買付 状況報告書	報告期間	自 平成20年 3月 1日 至 平成20年 3月31日	平成20年4月10日 関東財務局長に提出。
(5)	有価証券届出書 及びその添付書類	ストック・オプション制度に伴う新株予約権発行		平成20年6月13日 関東財務局長に提出。
(6)	有価証券報告書の 訂正報告書	上記(3)に係る訂正届出書		平成20年6月13日 関東財務局長に提出。
(7)	有価証券届出書の 訂正届出書	上記(5)に係る訂正届出書		平成20年7月1日 関東財務局長に提出。
(8)	半期報告書	事業年度 (第20期)	自 平成20年 1月 1日 至 平成20年 6月30日	平成20年9月30日 関東財務局長に提出。
(9)	有価証券届出書 及びその添付書類	ストック・オプション制度に伴う新株予約権発行		平成20年11月4日 関東財務局長に提出。
(10)	有価証券届出書の 訂正届出書	上記(9)に係る訂正届出書		平成20年11月19日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月26日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 弘 行

指定社員
業務執行社員 公認会計士 湯 口 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレンドマイクロ株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成20年2月19日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月25日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 弘 行

指定社員
業務執行社員 公認会計士 湯 口 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレンドマイクロ株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月26日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 弘 行

指定社員
業務執行社員 公認会計士 湯 口 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレンドマイクロ株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成20年2月19日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月25日

トレンドマイクロ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 弘 行

指定社員
業務執行社員 公認会計士 湯 口 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトレンドマイクロ株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレンドマイクロ株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。